

www.flat35.com

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 連携地方公共団体一覧表

金利引下げで住宅取得を応援!

いま子育て中の方に



UIJターンする方に



【フラット35】 子育て支援型

【フラット35】 地域活性化型

メリットその1 住宅取得の際、地方公共団体からの補助金などの財政的支援があります！

メリットその2 全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げます！

当初5年間の
借入金利

年0.25%引下げ 【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 年0.5%引下げ

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

住宅金融支援機構近畿支店

お客様コールセンター

地域営業第一グループ(担当:滋賀県、大阪府、奈良県)

【電話】06-6281-9261

地域営業第二グループ(担当:京都府、和歌山県)

【電話】06-6281-9281

兵庫センター(担当:兵庫県) 【電話】078-327-5015

営業時間:平日9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

ハロー フラット35

0120-0860-35(通話無料)

営業時間:9:00~17:00(祝日、年末年始は休業)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420(通話料金がかかります。)

目次

I	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 商品概要	3
II	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 連携地方公共団体一覧(子=子育て支援型、地=地域活性化型)	
	<滋賀県>	5
	高島市(子、地)、東近江市(子、地)、多賀町(子、地)	
	<京都府>	11
	京都市(子)、福知山市(地)、舞鶴市(子、地)、亀岡市(子、地)、 南丹市(子、地)、宇治田原町(子、地)、南山城村(地)	
	<大阪府>	24
	大阪市(子)、貝塚市(子、地)、枚方市(子、地)、茨木市(子)、 富田林市(子、地)、大東市(子)、阪南市(地)、田尻町(子)、河南町(子、地)	
	<兵庫県>	34
	兵庫県(子)、神戸市(子)、尼崎市(子)、赤穂市(子、地)、三木市(地)、 高砂市(地)、三田市(子)、加西市(地)、養父市(子、地)、南あわじ市(地)、 宍粟市(子、地)、加東市(子)、たつの市(子、地)、市川町(地)、神河町(子)	
	<奈良県>	
	御杖村(子)、明日香村(子)、黒滝村(子)、上北山村(地)	55
	<和歌山県>	
	和歌山市(子)、海南市(地)、橋本市(地)、田辺市(地)、高野町(地)、 日高川町(子)	60

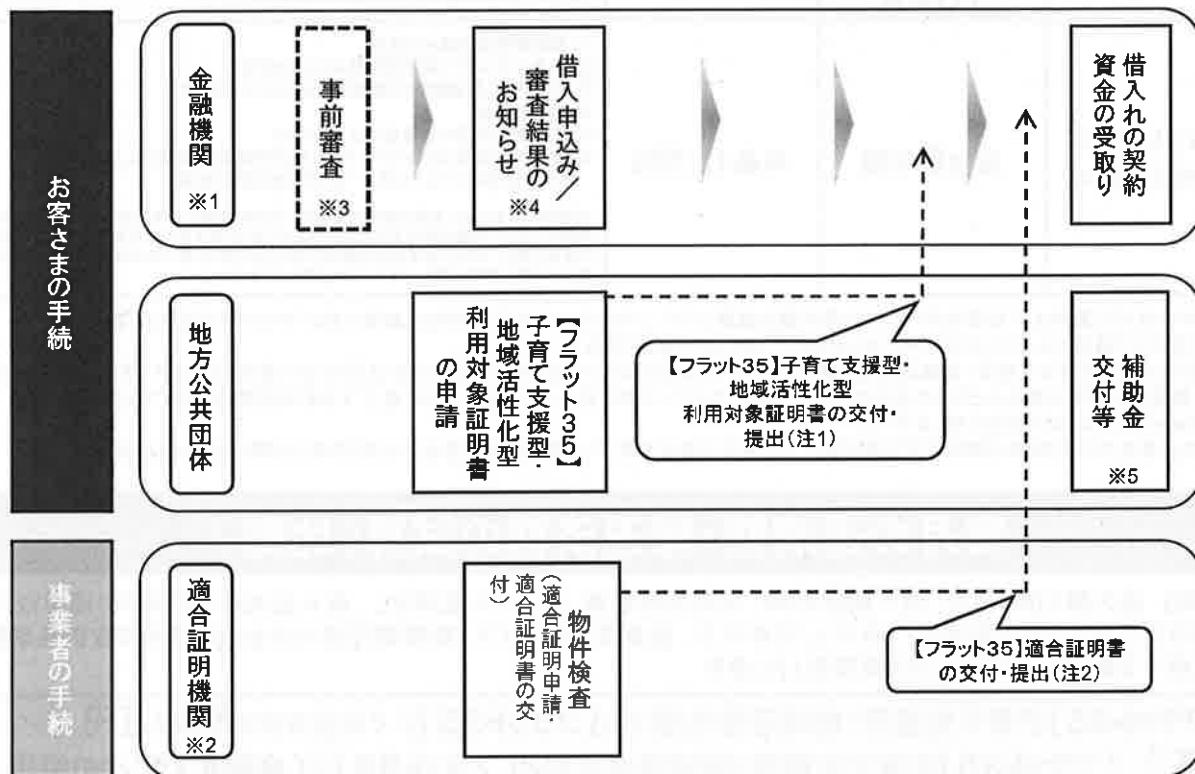
I 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型商品概要

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1([フラット35]子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2([フラット35]適合証明書)は、借り入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
（※1）借入申込みは、[フラット35]の取扱金融機関となります。
（※2）適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。
（※3）取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
（※4）借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、[フラット35]子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
（※5）補助金交付等は、地方公共団体の制度に基づき実施するものです。

【借入れに当たっての注意事項】●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額が100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借り入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります([フラット35(保証型)]は取扱金融機関により異なります)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、[フラット35]の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「[フラット35]子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、[フラット35(買取型)]では住宅金融支援機構、[フラット35(保証型)]では取扱金融機関を担当権者とする第1順位の抵当権を設定いただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます([フラット35(保証型)]は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、[フラット35(買取型)]をご利用いただけます([フラット35(保証型)]は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および[フラット35]Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と[フラット35]地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関へ手できます。

(2018年9月現在)

【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

併用する 金利引下げ プラン	金利引下げ期 間	金利引下げ幅	住宅の条件※
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1)認定低炭素住宅 (2)一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3)性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5)高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6)長期優良住宅 *竣工年月日が2016年4月1日以後の住宅に限ります。
	6年目～ 10年目	年▲0.25%	
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1)断熱等性能等級4の住宅 (2)一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3)耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4)免震建築物 (5)高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6)劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策が必要) *建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。

※ 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。
「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは2019年3月31までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。

また、各地方公共団体の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】 借入額3,000万円、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.39%※の場合※ 平成30年9月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多く【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が約39万円
お得！ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用
なら【フラット35】より総返済額が約111万円お得！

	【フラット35】	【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型		【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用		
借入金利	全期間 年1.39%	当初5年間 年1.14%	6年目以降 年1.39%	当初5年間 年0.89%	6年目～10年目 年1.14%	11年目以降 年1.39%
毎月の返済額	全期間 90,247円	当初5年間 86,657円	6年目以降 89,761円	当初5年間 83,156円	6年目～10年目 86,176円	11年目以降 88,772円
総返済額	37,903,704円	37,513,589円		36,791,573円		
【フラット35】 との比較 (総返済額)	—	▲390,115円		▲1,112,131円		

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客様負担となります。また、試算結果の数値は概要です。

Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(滋賀県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
 - ・滋賀県内3団体と締結
- (注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



高島市	高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
	住宅リフォーム工事補助金交付事業
	住宅の新築および購入補助金交付事業
東近江市	東近江市定住移住推進補助金
多賀町	多賀町若者定住支援事業

**★高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
の主な申請要件★**

✓ 対象要件

- ・高島市空き家紹介システムを通じて取得した空き家であること
- ・補助申請者の世帯に、中学校3年生以下の子があること
- ・所定の耐震基準に適合する住宅であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

最大200万円

(補助対象経費の3分の2以内)



<補助制度についての照会先>

高島市役所
市民生活部 市民協働課 定住推進室
TEL:0740-25-8526



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 【フラット35】地域活性化型の場合
追加の要件は特にございません
- ✓ 【フラット35】子育て支援型の場合
補助申請者の年齢が満50歳未満であること

★高島市の魅力★

★マキノ高原のメタセコイア並木

延長2.4kmに渡って約500本にメタセコイアが植えられています。四季折々に美しい円錐形のメタセコイアの並木とまっすぐに伸びる道路が造り出す対称形の整った景観は、訪れる人々を魅了します。平成6年には「新・日本の街路樹100景」に選定され、平成20年には「恋人の聖地」に選定されるなど、若い世代にも人気のスポットです。



★アドベリー

アドベリーは高島市内の特定の農園で栽培されています。収穫は6月です。その甘さとほのかな酸味独特の香りは生果実で味わうのがオススメです。また、アドベリーを使ったお菓子やスイーツ・ソフトクリーム・ドリンク等はシーズンを問わず楽しむことができます。道の駅「藤樹の里あどがわ」のほか、市内各所にて販売されています。



★住宅リフォーム工事補助金交付事業の主な申請要件★

✓ 対象要件

次のいずれかに該当するものであること

- ・高島市外に1年以上居住した後に高島市に転入しようとする方、又は高島市に転入後3年を経過していない方であること
- ・住宅の取得により実家等に戻り定住しようとするもので、40歳未満のもの又は小学校6年生以下の子を扶養し、現にその子と同居するもの

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

最大50万円

(補助対象経費の4分の1以内)



<補助制度についての照会先>

高島市役所
市民生活部 市民協働課 定住推進室
TEL:0740-25-8526



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 追加の要件は特にございません。

★住宅の新築および購入補助金交付事業の主な申請要件★

✓ 対象要件

- ・高島市内に新築住宅を建築又は建売住宅を取得すること
- ・住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること
- ・補助申請者の年齢が40歳未満であること、又は、小学校6年生以下の子を扶養し、現にその子と同居すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

最大5万円×5年間

(補助対象経費の2分の1以内)



＜補助制度についての照会先＞

高島市役所
市民生活部 市民協働課 定住推進室
TEL:0740-25-8526



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 補助申請者の年齢が満50歳未満であること

★東近江市定住移住推進補助金の主な申請要件★

✓ 対象要件

【新築住宅等取得事業の要件】

- ・転入後2年以内の世帯で新築住宅又は建売住宅を取得すること

【空家改修事業の要件】

- ・東近江市空き家バンク制度を活用して住宅を購入又は賃借し、住宅を改修すること

【子育て世帯空家改修事業の要件】

- ・小学生以下の子供がいる世帯が、東近江市空き家バンク制度を活用して住宅を購入又は賃借し、住宅を改修すること
- ・所定の耐震基準に適合する住宅であること

【多世帯同居住宅取得事業の要件】

- ・多世帯で同居し、新築住宅又は建売住宅を取得すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。

詳しくは右記の照会先までご連絡下さい。

補助額：

【新築住宅等取得事業】

最大30万円

(補助対象経費の10分の1以内)

【空家改修事業】

最大50万円

(補助対象経費の5分の1以内)

【子育て世帯空家改修事業】

最大100万円

(補助対象経費の5分の1以内)

【多世帯同居住宅取得事業】

最大30万円

(補助対象経費の10分の1以内)

<補助制度についての照会先>

東近江市役所
都市整備部住宅課
TEL:0748-24-5669



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 【新築住宅等取得事業の場合】

- ・追加の要件は特にございません。

✓ 【空家改修事業の場合】

- ・住宅を所有すること
- ・補助申請者の年齢が満50歳未満であること

✓ 【子育て世帯空き家改修事業の場合】

- ・住宅を取得すること
- ・補助申請者の年齢が満50歳未満であること

✓ 【多世帯同居住宅取得事業の場合】

- ・小学生以下の子供がいる世帯を含む、「親と子と孫」を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること

- ・取得する住宅の面積が100m²以上であること

★東近江市の魅力★

★太郎坊宮（阿賀神社）

東近江市のシンボルとも言える、太郎坊山（赤神山）に建つ太郎坊宮は、第一線で活躍するプロスポーツ選手をはじめ、経営者等がこぞって参拝する、あらゆる勝利と幸福を授ける神様です。



★政所（まんどころ）茶

奥永源寺地域で昔ながらの栽培方法が守り続けられる「政所茶」。茶摘み歌でも詠われ古くからの銘品で、芳醇な香り、ほどよい苦みとほのかな甘みが特徴です。



★多賀町若者定住支援事業の主な申請要件★

✓ 対象要件

【若者新築等住宅取得支援事業の要件】

次のいずれかに該当するものであること

- ・18歳以上40歳未満の方であること

- ・夫、妻いずれかが18歳以上40歳未満の夫婦の方、又は中学生以下の子を扶養する方であること

【若者世帯多世代同居支援事業の要件】

次のいずれかに該当するものであること

- ・夫、妻いずれかが18歳以上40歳未満の夫婦の方、又は中学生以下の子を扶養する方であること

- ・1年以内に婚姻を予定している18歳以上40歳未満の方であること

- ・上記いずれかの方と同居をする親であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：最大10万円×3年間



＜補助制度についての照会先＞

多賀町役場 企画課

TEL:0749-48-8122



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 【若者新築等住宅取得支援事業又は若者世帯多世代同居支援事業×若年子育ての場合】
 - ・補助申請者又はその配偶者の年齢が満40歳未満であり、かつ、中学生以下で現に同居し扶養する子がいること
- ✓ 【若者新築等住宅取得支援事業又は若者世帯多世代同居支援事業×U.I.Tアーンの場合】
 - ・多賀町区域外から転入すること
- ✓ 【若者世帯多世代同居支援事業×同居型の場合】
 - ・延べ床面積のうち専ら居住の用に供されている部分の面積が50m²以上（一戸建ての場合70m²以上）であること

★多賀町の観光スポット★

★多賀大社

天照大神の両親である伊邪那岐命と伊邪那美命を祀り「お多賀さん」の名で親しまれる滋賀県第一の大社で、延命長寿・縁結びの神として信仰を集めています。厳かな雰囲気が漂う境内には、本殿右に能舞台、左に絵馬殿が建っています。



Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(京都府)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
- ・京都府7団体と協定締結（※）

（※）京都市については補助申請期限が9月14日のため個別ページは作成しておりません。

（注）各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■ 京都府

京都市	三世代同居・近居住宅支援モデル事業
福知山市	福知山市農山村地域空き家改修費補助金
	福知山市移住促進事業補助金
舞鶴市	舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業
	舞鶴市農村移住促進事業（移住促進住宅整備事業）
	舞鶴市農村移住促進事業（移住者金利負担軽減事業）
	舞鶴市まちなかエリア定住促進事業 （まちなかエリア定住促進空き家再生事業）
亀岡市	亀岡市空き家活用移住促進事業
	亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金
南丹市	Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業
	南丹市移住促進事業（移住促進住宅整備事業）
宇治田原町	「ハートのまち」移住定住奨励金
南山城村	田舎暮らし定住促進奨励金制度

- : 子育て支援型・地域活性化型
- : 子育て支援型
- : 地域活性化型

★福知山市農山村地域空き家改修費補助金の主な申請要件★

- ✓ 福知山市外から福知山市が指定する福知山市内の農山村地域に移住される方
- ✓ 福知山市農山村地域空き家情報バンク制度に登録された空き家を売買又は賃貸借契約を行った所有者又は利用者の方
- ✓ 三親等内の親族間の賃貸借契約又は所有権の移転ではないこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：対象経費の1/2とし
100万円を上限とします。

**<補助制度についての照会先>**

福知山市役所 地域振興部 まちづくり推進課
TEL:0773-24-9174

**補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…**

- ✓ 福知山市農山村地域空き家情報バンク制度に登録された空き家を購入すること

★福知山市移住促進事業補助金の主な申請要件★

- ✓ 福知山市外から京都府が指定する福知山市内の移住促進特別区域に移住される方
- ✓ 京都府が条例で規定する福知山市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入又は賃借し、自らの居住を目的として生活するために必要な改修を行う方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：補助対象事業費の総額

最大180万円



<補助制度についての照会先>

福知山市役所 地域振興部 まちづくり推進課
TEL:0773-24-9174



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 京都府が規定する福知山市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入すること

NEW!

京都府

舞鶴市

新築

中古

2018年9月3日現在

★舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業の主な申請要件★

- ✓ 子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）、または3世代同居・近居世帯の構成員
- ✓ 住宅リフォーム工事については、舞鶴市内の業者（市内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている業者）依頼する方
- ✓ 子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額： 住宅リフォーム工事 対象事業費の1/2 最大100万円
住宅購入 仲介手数料の1/2 最大 40万円
住宅賃借 仲介手数料の1/2 最大 5万円

＜補助制度についての照会先＞

舞鶴市政策推進部移住・定住推進課
TEL:0773-66-1085



補助を受ける人の中でフラット35の金利引き下げを受けるために…

- ✓ 取得する住宅が新築住宅又は中古住宅であること
- ✓ 補助申請者の年齢が満50歳未満であること
- ✓ 補助申請者に現に同居し扶養する子があること

★舞鶴市のここが魅力①★

舞鶴市では、子育て世帯の経済的負担の軽減及び、三世代同居または近居による世代間支援の促進のための住宅リフォーム工事に係るコストを支援して、子育て環境の充実に努めています。



NEW!

京都府

舞鶴市

中古

2018年9月3日現在

★舞鶴市農村移住促進事業(移住促進住宅整備事業)の主な申請要件★

- ✓ 京都府が指定する舞鶴市内の移住促進特別区域に移住される方
- ✓ 京都府が条例で規定する舞鶴市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入又は賃借し、自らの居住を目的として生活するために必要な改修を行う方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：補助対象事業費の総額
最大180万円

＜補助制度についての照会先＞

舞鶴市産業振興部 農林課
Tel:0773-66-1023



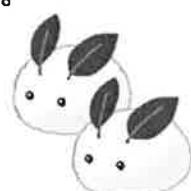
補助を受ける人の中でフラット35の金利引き下げを受けるために…

- ✓ 京都府が規定する舞鶴市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入すること

★舞鶴市のここが魅力②★

春には桜に田植え、夏は海水浴、秋は紅葉に収穫の季節。
冬は雪も降り、四季をしっかり感じられる自然豊かな舞鶴市の農漁村部の物件をご紹介。

住む楽しさはもちろん、苦労話も含め親切丁寧に移住をお手伝いします。



NEW!

京都府

舞鶴市

中古

2018年9月3日現在

★舞鶴市農村移住促進事業(移住者金利負担軽減事業)の主な申請要件★

- ✓ 京都府が指定する舞鶴市内の移住促進特別区域に移住される方
- ✓ 京都府が条例で規定する舞鶴市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入又は賃借し、自らの居住を目的として生活するために必要な改修を行う方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額： 借入資金残高の0.5%相当
最大5年間で25万円

<補助制度についての照会先>

舞鶴市産業振興部 農林課
TEL:0773-66-1023



補助を受ける人の中でフラット35の金利引き下げを受けるために…

- ✓ 京都府が規定する舞鶴市内の移住促進特別区域内の登録空き家を購入すること



京都府 → 舞鶴市

中古

2018年9月3日現在

★舞鶴市まちなかエリア定住促進事業の主な申請要件★

- ✓ 「まちなかエリア※空き家情報バンク制度」を利用して、空き家を購入や賃借して改修工事を行う方、又はその方の2親等以内の親族
- ✓ 空き家の売買や賃貸借に係る契約が締結された日において、まちなかエリア※に住所がない方
- ✓ 改修工事を、舞鶴市に本店または主たる事務所がある事業者が行うこと
- ✓ 5年以上継続して居住される予定の方
- ✓ 空き家が所在する区域の自治会に加入し、地域の活性化に寄与する意思がある方

※まちなかエリアとは舞鶴市立地適正化計画（平成30年4月策定）に定める居住誘導区域をいいます。

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

舞鶴市内からの移転	65歳以上	対象経費の1/2	購入の場合 最大 60万円
			賃貸の場合 最大 36万円
上記以外		対象経費の1/4	購入の場合 最大 30万円
			賃貸の場合 最大 18万円
舞鶴市外からの移住		対象経費の1/2	購入の場合 最大 100万円
		対象経費の1/2	賃貸の場合 最大 60万円

＜補助制度についての照会先＞

舞鶴市 建設部 都市計画課

TEL:0773-66-1048



補助を受ける人の中でフラット35の金利引き下げを受けるために…

- ✓ 舞鶴市内のまちなかエリア※に移転すること

★舞鶴市のここが魅力③★



海とつながるまちなかの移住を推進しています。



まちなかなら、自然に恵まれつつ、買い物や学校、医療機関など都市基盤も充実しています。

★亀岡市空き家活用移住推進事業の主な申請要件★

- ✓ 亀岡市区域外から転入する方
 - ✓ 京都府条例で指定する亀岡市内の移住促進特別地域内に所定の空き家を取得または賃借等される方
 - ✓ 所定の空き家の所有者と2親等以内でない方
- 注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：改修費用最大180万円



<補助制度についての照会先>

亀岡市役所 市長公室 ふるさと創生課
婚活・定住支援係
TEL:0771-25-5060



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 京都府条例で指定する亀岡市内の移住促進特別地域内に所定の空き家を購入すること

★亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業の主な申請要件★

- ✓ 申請日時点で義務教育終了前のお子さま（出産予定含む。）のおられる方
- ✓ 世帯主または配偶者が亀岡市に居住後、市外へ転出し3年以上市外に居住していた方
(単身赴任除く。)
- ✓ 亀岡市へ転入後1年未満の方
- ✓ 同居・近居する親世帯が申請日時点で3年以上亀岡市に居住している方
注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：※対象となる経費の1/2上限20万円



※対象となる経費には住宅取得費用・住宅改装費用・賃貸住宅の仲介手数料や礼金・引っ越し費用などがあります。

＜補助制度についての照会先＞

亀岡市役所 市長公室 ふるさと創生課
婚活・定住支援係
TEL:0771-25-5060



補助を受ける人の中でフラット35の金利優遇を受けるために…

- ✓ 亀岡市内で購入する住宅が中古住宅であること
- ✓ 亀岡市内で購入する住宅の床面積が100m²以上あること（子育て世帯同居の場合）

★Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付事業の主な申請要件★

- ✓ Uターン者（南丹市外に転出し3年以上居住した後、定住の意思を持って再び転入する方）を含む世帯
- ✓ 申請日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満の者と、その者を養育する3親等以内の50歳未満の者をもって転入する世帯
- ✓ 新たに住宅購入、新築等のいずれかの契約を締結し、住宅の引き渡しの前後6か月以内に住民登録する世帯の方
- ✓ 前年（申請が1月から6月の間にあるときは前々年）の合計所得が1千万円以上でない方
- ✓ 商品券の交付を受けた日から引き続き本市に5年以上定住すること
- ✓ 引き渡し後6か月以内に申請が必要

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

**補助額：住宅の新築または新築住宅購入は4年間で最大計100万円
中古住宅の購入等は3年間で最大計60万円の商品券**

<補助制度についての照会先>

南丹市役所 企画政策部 定住・企画戦略課
TEL:0771-68-0003



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 住宅を購入または新築すること（改築については対象外となります。）

★南丹市の魅力★



★美山かやぶきの里

約50戸の集落のおよそ8割が今では希少なかやぶき屋根。ひな段状の土地にかやぶき民家が建ち並ぶ姿は、まさに日本の原風景。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



★るり渓

国の名勝地にも指定されている京都府立自然公園。およそ4キロメートルの渓流沿いの散策コースには大小さまざまな滝や岩が見事な自然美を見せる。春は桜、秋は紅葉も美しい。環境庁の「残したい日本の音風景百選」に選定されている。

★移住促進事業(移住促進住宅整備事業)の主な申請要件★

- ✓ 南丹市空き家バンクを利用する移住者の方
- ・京都府が指定する移住促進特別区域内の市空き家バンクに登録されている空き家を購入又は賃借し、自らの居住を目的として生活するために必要な改修を行う方
- ・空き家の所有者と2親等以内の方でないこと
- ・移住する地域の自治会等に加入し、地域活動などに積極的に参加すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：補助対象事業費の総額
最大180万円



<補助制度についての照会先>

南丹市役所 企画政策部 定住・企画戦略課
TEL:0771-68-0003



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 南丹市外から南丹市内の京都府が指定する移住促進特別区域へ転入すること
- ✓ 京都府が指定する移住促進特別区域内の空き家を購入すること

★南丹市のグルメ★



★多彩な山の幸

京地どり、ぼたん鍋、美山牛乳、鮎、松茸、黒大豆や丹波くりなど、多彩なグルメがそろっている。

★「ハートのまち」移住定住奨励金の主な申請要件★

- ✓ 移住定住のために、自らが居住する新築住宅または中古住宅を取得した方
- ✓ 平成29年4月1日から平成32年3月31日の間に本人または配偶者が宇治田原町に転入した方
- ✓ 転入日から過去1年以内に宇治田原町の住民基本台帳に記録されたことのない方
- ✓ 申請日において転入日から起算して1年を経過していない方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

* 補助額：優遇世帯奨励金25万円
一般世帯奨励金15万円



※優遇世帯・・・世帯構成員すべてが40歳未満（単身者のみの世帯除く）または親、子、孫等三世代以上同居となる世帯

<補助制度についての照会先>

宇治田原町 総務部 企画財政課

TEL:0774-88-6632



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 優遇世帯奨励金が交付されること

★「ちかいっ」まち宇治田原町★

★このまちの何が「ちかいっ」のでしょうか？

①人と人が「ちかいっ」んです。

○「宇治田原に住んでから、知り合いが増えました。」・・・気さくでおおらかな人が暮らす田舎町ならではの、濃厚な出会いが待っているかも。

②都市部と（意外に）「ちかいっ」んです。

○鉄軌道はありませんが、宇治駅や新田辺（京田辺）駅までバスで約30分。車なら京都・大阪市内まで60分。2023年の新名神高速道路開通でさらに便利に。

③地域が「ちかいっ」なんです。

○町内には子育て支援センターや町立の1保育所、2小学校、1中学校、私立の1幼稚園。

○子育て家庭を孤立させない地域ぐるみでの居場所づくりのほか、地域の人とかかわりながらの「寺子屋塾」など、独自の教育メニューも実施。

○保・幼・小・中学校まで完全給食、2016年「学校給食甲子園」準優勝。

★ほかにも・・・

○移住定住奨励金のほか、空家バンク登録物件へ移住した際の改修補助(最大180万円)など、小さな町でしかできない、“いいとこどり”的移住定住支援、やってます！



★田舎暮らし定住促進奨励金制度の主な申請要件★

- ✓ 定住する意思を持って南山城村に転入し、村内に住宅を取得等したU・Iターン者であること

※1) 転入及び住宅取得の日が、平成24年4月1日以降であり、定住している方

※2) 転入の日から起算して5年以内である方

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：住宅取得の場合 基本額30万円

申請時の定住者1人につき5万円加算

申請者が40歳未満の場合10万円加算



<補助制度についての照会先>

南山城村役場 むらづくり推進課
TEL:0743-93-0560 FAX:0743-93-0596



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 南山城村村民であった方で南山城村村外に転出し、1年以上経過した後に再び南山城村に定住すること
- ✓ 南山城村に初めて転入し、定住すること

★南山城村の魅力★

★京都でたったひとつの村、南山城村

山に囲まれ、中央に木津川が流れる自然豊かなところ。三重・奈良・滋賀に隣接し、多様な文化が入り混じっています。

★宇治茶の茶畠

南山城村を代表する特産品である、「お茶」。急峻な山間部にある茶園は、お茶栽培に適した気候と土壤条件を兼ね揃え、この地域特有の薰り高い良質な高級茶を育んでいます。



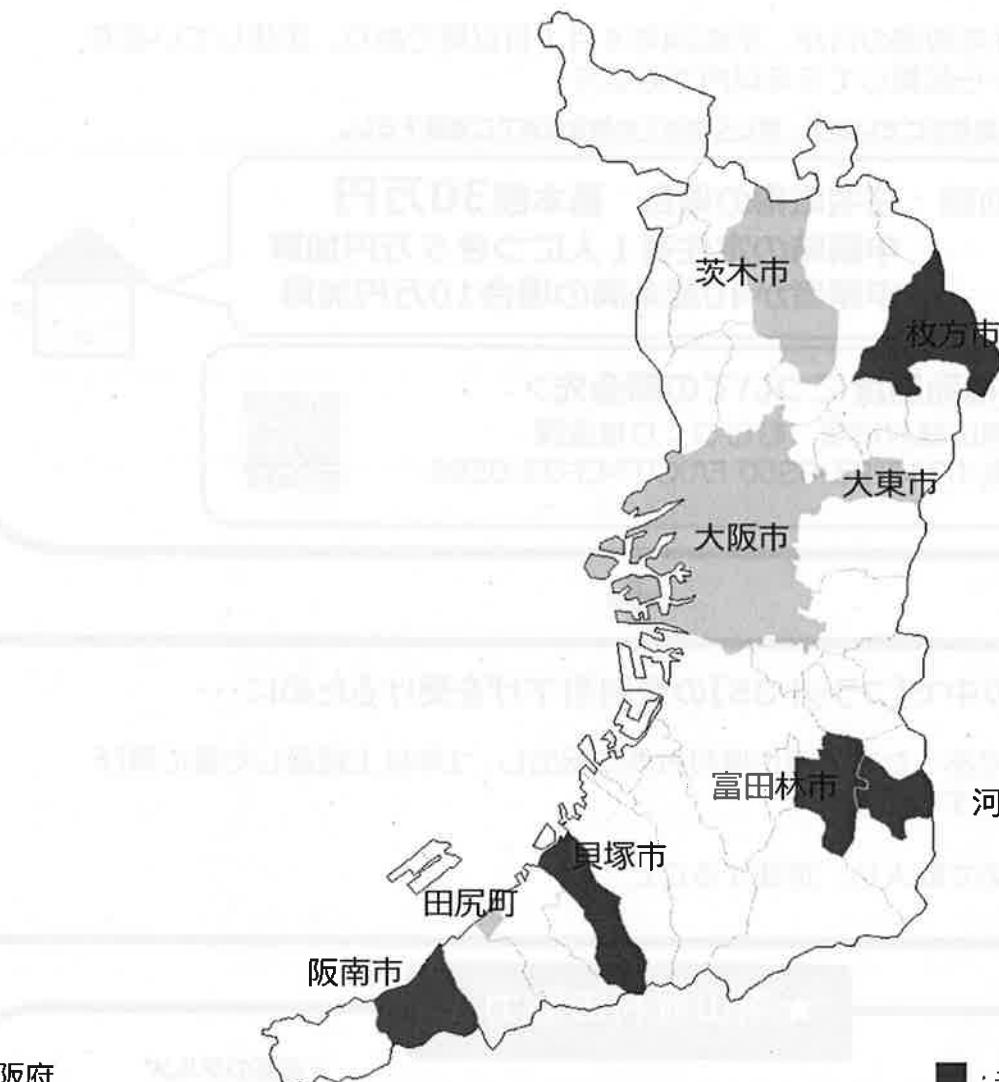
★お茶のグルメ

上質なお茶をこれでもかと使い、村抹茶ソフトクリームや冷やし抹茶、お茶と一緒に楽しむ和菓子など、お茶のスイーツやドリンクがあります。



Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(大阪府)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
- ・大阪府内9団体と協定締結
- (注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■大阪府

大阪市	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度
貝塚市	若年世帯住宅取得補助事業
枚方市	三世代家族・定住促進住宅取得補助金
茨木市	多世代近居・同居支援住宅取得事業
富田林市	近居同居促進給付金事業
大東市	三世代家族推進事業
阪南市	阪南市空き家バンク活用促進事業
田尻町	三世代同居・近居新生活スタート助成事業
河南町	河南町三世代同居・近居支援事業

- : 子育て支援型・地域活性化型
- : 子育て支援型
- : 地域活性化型

大阪府

大阪市

新築

中古

2018年9月3日現在

★新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の主な申請要件★

- ✓ 自ら居住するための住宅を所有したことがなく、市内において供給・建設される民間分譲住宅を、民間金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構の融資を受けて初めて取得すること
- ✓ 申込日時点で、新婚世帯※1又は子育て世帯※2であること
- ✓ 前年の所得金額※3が1,200万円以下の方
(給与所得のみの場合は収入金額が1,442万1,053円以下の方)
- ✓ 住宅ローンの融資利率（優遇後）が年0.1%以上かつ返済期間が10年以上であること
- ✓ 所有する住宅の床面積（マンションの場合は専有面積）が50m²以上であること

※1 新婚世帯：申込者及び配偶者のいずれもが40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯

※2 子育て世帯：申込者又は配偶者に小学校6年生以下の子どもがいる世帯

※3 ただし、申込月が1～5月の場合は前々年の所得で審査します。

※4 2,000万円を超える場合は、償還元金残高を2,000万円として計算します。

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：年末の償還元金残高※4に対して年利率0.5%以内



＜補助制度についての照会先＞

大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口
TEL:06-6356-0805



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 購入物件が中古住宅であること
- ✓ 小学校6年生以下の子供がいる子育て世帯であること
- ✓ 申込人または配偶者が利子補給制度の申込時に40歳未満であること
- ✓ 戸建ての場合は床面積が70m²以上であること

★大阪市の観光スポット★

★なんばグランド花月

大阪と言えばココ。

吉本新喜劇を始め、漫才、ショートコント等とても豪華な舞台を開催してくれています。また、舞台には珍しく劇場内は公演中でも飲食が自由。

修学生はお弁当を食べ…

おじさまはビールを片手に…

家族でも、カップルでも楽しめる空間です！

是非、足を運んでみては♪



★若年世帯住宅取得補助事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①、②いずれかに該当する世帯の世帯主が申請すること
 - ①若年世帯（市外に継続して1年以上居住している満40歳未満の2人以上の世帯）
 - ②新婚世帯（どちらか一方が市外に継続して1年以上居住している満40歳未満の平成29年10月1日以降に婚姻届を提出した夫婦世帯）
- ✓ 申請者（配偶者を含む。）の親世帯が市内に継続して5年以上居住していること
 - *平成29年4月1日以降に泉州地域（※）以外から転入する世帯については、親世帯の市内在住は問いません。
- ✓ 申請者の世帯の方が平成28年10月1日以降に市内に3年以上居住するための住宅を取得すること
- ✓ 取得した住宅の床面積が50m²以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：・親世帯が貝塚市内に居住：基礎金額35万円（条件により最大30万円の加算）
 ・泉州地域以外からの転入：基礎金額20万円（条件により最大15万円の加算）

※ 泉州地域：高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町



<補助制度についての照会先>

貝塚市役所 都市整備部 まちづくり課
 TEL:072-433-7211



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 住宅の床面積が50m²以上であること
 ただし、戸建ての場合は70m²以上であること
- ✓ 申請者に交付される補助金の額の合計が、新築住宅の建設又は購入の場合は25万円以上、中古住宅の購入の場合は20万円以上となること
- ✓ 申請者の世帯において、【フラット35】子育て支援型の利用対象となることを証する証明書の交付申請日の時点で小学生以下である現に同居する子がいること（【フラット35】子育て支援型の場合のみ）

★貝塚市の観光スポット★

★二色の浜

大阪府下で随一の海水浴場。帆船マストのモニュメントがシンボルとなっている公園には大型のジャングルジムなどダイナミックな遊戯施設もあり家族やグループで一日中楽しむことができる。



★そぶら貝塚

効能豊かな天然温泉や宿泊施設、木工室やスポーツ施設まで揃っているリゾート施設。家族やグループで楽しめる。



※枚方市ではこちらの補助金事業につきましては申請が予算額に達したため、現在申請受付を中止しています。詳しくは下記の<補助制度についての照会先>までお問い合わせください。

大阪府

枚方市

新規

中古

2018年9月3日現在

★三世代家族・定住促進住宅取得補助金の主な申請要件★

- ✓ 次の①および②に該当すること

①市外に1年以上継続して居住する「子育て世帯」または「若年夫婦世帯」と、市内に1年以上継続して居住する親世帯が同居または近居するために住宅を取得し、交付申請日に同居または近居していること

子育て世帯…満18歳に達する日以降に到来する最初の3月末日を経過するまでの者（胎児を含む。）とその父母が同居する世帯

若年夫婦世帯…いずれも40歳未満の夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）世帯

②同居または近居するために取得した住宅を、三世代家族の親または子が所有していること
注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：上限30万円

＜補助制度についての照会先＞

枚方市役所 都市整備部 景観住宅整備課
TEL:072-841-1478



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 住宅の床面積が50m²以上であること
ただし、戸建ての場合は70m²以上であること

★枚方市の観光スポット★

★山田池公園

市東部の丘陵地帯に広がる自然あふれる公園。山田池とその周りの豊かな自然が生かされた人々の憩いの場となっている。



公園の中の山田池は月の名所として知られ、枚方八景のひとつ。
築造はおよそ1200年前の平安時代と言われている。

芝生の丘やアスレチックの自由広場、バーベキューなど親子で楽しめるエリアが人気。もみじ谷、花菖蒲園、あじさい園など四季折々の花と緑を楽しめるスポットも点在している。



★多世代近居・同居支援住宅取得事業の主な申請要件★

- ✓ 次のいずれかに該当すること

- 1) 親等が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、子世帯（※）の構成員の全員が継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入していること
- 2) 子世帯（※）の構成員の全員が継続して1年以上市内に居住しており、かつ、親等が継続して1年以上市外に居住した後に、市内住宅の取得を行い、転入していること

- ✓ 申請者となる子世帯（※）の構成員の全員もしくは親等が当該取得住宅に居住していること

※) 中学生以下の子ども（出産予定も可。）がいる子育て世帯、もしくは、いずれもが40歳未満である若年夫婦世帯。

＜補助制度についての照会先＞

茨木市役所

都市整備部 居住政策課

TEL:072-655-2755



**注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは左記の照会先までご連絡下さい。**

補助額：30万円



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 住宅の床面積が50m²以上であること
ただし、戸建ての場合は70m²以上であること

- ✓ 親等と同居もしくは近居する世帯が子育て世帯
(中学生以下の子ども（出産予定も可。）がいる親子世帯）であること

★茨木市の魅力★

★子育てをしっかりサポート

妊婦健康診査費用を14回まで助成

府内の委託医療機関や

助産所で妊婦健康診査を14回、計12万円まで助成。

市内各所に子育て支援拠点があります

子育て支援総合センターをはじめ、

地域子育て支援センターなど地域の子育て支援拠点が22ヶ所あり、皆さんの子育てをサポート。



小学校6年生までこども医療費を助成

子どものけがや病気のときに、通院や入院の医療費を助成しています。（対象者を平成30年4月から中学3年生まで拡充）

充実の一時保育

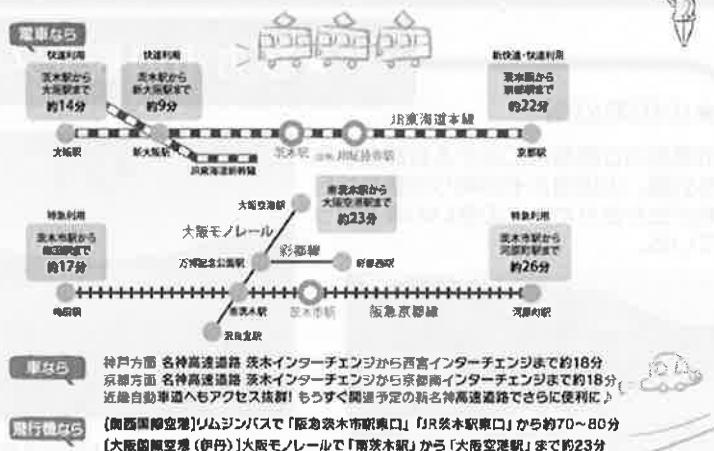
子育て支援総合センターや子育てすこやかセンターのほか、一部のつどいの広場、私立保育園などさまざまな場所で一時保育を実施。



★充実の教育環境

「一人も見捨てへん」教育

「知・徳・体」の調和をとれた子どもの育成に努めています。学力高位層を増やすだけでなく、学力低位層を減らすことに力を注ぎ、臨床心理士などの専門家や教員以外の人員も積極的に推進しています。



★富田林市近居同居促進給付金事業の主な申請要件★

- ✓ ・子世帯と親世帯が富田林市内に近居もしくは同居すること
- ・子世帯の世帯主又はその配偶者が満40歳以下であること
- ・親世帯が本市に1年以上継続して居住すること
- ・平成29年4月1日以降に新築または売買により取得した住宅であること
- ・延べ床面積が50m²以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

近居の場合：30万円

同居の場合：50万円



<補助制度についての照会先>

富田林市役所
まちづくり政策部 住宅政策課
TEL :0721-25-1000



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

下記①②のいずれかに該当する場合に限り【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用できます。

- ①子世帯の構成員に満18歳以下の現に同居し扶養する子（出産予定を含む。）がいる場合
- ②子世帯が富田林市外から転入する場合

★三世代家族推進事業の主な申請要件★

- ✓ 住民票異動時に高校生以下（満18歳に達した日以降における最初の3月31日までの期間）の子（出産予定を含む。）を扶養している世帯で、次のいずれかの要件を満たす世帯主であること
- ・市外からの転入の場合、住民登録が大東市外に1年以上あること
 - ・市内転居の場合、住民登録が大東市内に1年以上あること
 - ・申請者世帯の親世帯が市内に3年以上在住していること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

転入給付金：**最大10万円**（親子世帯宅間の直線距離に応じて増減）

住宅取得等補助金：**最大40万円**（取得住宅の床面積及び親子世帯宅間の直線距離に応じて増減）

＜補助制度についての照会先＞

大東市役所 街づくり部 建築課
Tel 072-872-2181



補助を受ける人の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

床面積要件の内（戸建ての場合は70m²以上）に限り、【フラット35】子育て支援型を利用できます。

NEW!

大阪府

阪南市

中古

2018年9月3日現在

★阪南市空き家バンク利用促進事業の主な申請要件★

- ✓ 阪南市外から阪南市内に転入すること
- ✓ 阪南市空き家バンクに登録された住宅を取得すること
(3親等内の親族との間において空き家を売買する者は除く。)

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：補助対象経費の1/2(最大20万円)



<補助制度についての照会先>

阪南市役所 事業部 都市整備課
TEL:072-471-5678 (代表)



補助を受ける人の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

- ✓ 特別の条件はありません。

※【フラット35】の金利優遇が予算戸数に達した場合などを除きます。

★阪南市の観光スポット★

★せんなん里海公園・箱作海水浴場（ぴちぴちビーチ）

せんなん里海公園から臨む夕陽は、「日本の夕陽百選」の認定を受けており、天気の良い日には、夕日をバックに四国や淡路島、ライトアップされた関西国際空港と離着陸する飛行機なども観ることができます。また、ぴちぴちビーチでは、「砂浜の甲子園」「全日本ビーチバレージュニア男子選手権」が毎年開催されています。



★紀州街道山中渓地区

近世期以降に紀州藩の参勤交代のため整備された「紀州街道」沿いに栄えた山中渓地区では、古い街並みが残り、春には山中川の両岸に約1,000本のソメイヨシノが咲きそろい、初夏にはあじさいやホタルの乱舞が楽しむことができます。また、わんぱく王国には、全長約200mのローラー滑り台や複合遊具、水遊びができる広場などがあり、ご家族におすすめの公園です。

★三世代同居・近居 新生活スタート助成事業の主な申請要件★

- ✓ 親世帯※1との同居又は近居のため、田尻町に転入する子世帯※2の世帯主であること
- ✓ 子世帯※2が親世帯※3との同居又は近居のため、継続して1年以上田尻町外に居住した後に田尻町に転入していること

転入日、住宅取得日が平成28年10月1日から平成31年9月30日の期間であること

※1 親世帯とは、子世帯の世帯主（又は配偶者）の1親等内の直系尊属に該当し、田尻町の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過する方（在宅生活されている方に限る。）を含む世帯であること

※2 子世帯とは、申請日において、同一世帯内で義務教育修了前の子（申請時点では出生していない子であって、申請日以後に出生し、同居する予定である子を含む。）と同居している親子世帯若しくはいずれも40歳未満の夫婦世帯であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜補助制度についての照会先＞

田尻町役場 企画人権課
TEL:072-466-5019



補助額：30万円



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 同居の場合は、住宅の床面積が70m²以上であること
- ✓ 親世帯と同居もしくは近居する子世帯が、義務教育修了前の子（出産予定も可。）と同居している親子世帯であること

★田尻町の観光スポット★

★田尻海の駅「田尻漁港」

関西国際空港の対岸に位置し、漁業はもちろんですが、マリーナ、体験漁業、釣り堀、バーベキュー、食堂やショップのテナント、日曜朝市などの事業を展開し、まさに「開かれた漁港」を実践しており、多くの人たちが交流する場となっています。



★田尻スカイブリッジ

りんくうタウン北地区と中地区を田尻漁港を跨いで結ぶ位置にあり、全町338.1m、幅26.3m、往復4車線、高さ110mと国内でも大きな斜張橋で、景観も美しい橋です。

遊歩道が整備されており、沖合5kmにある関西国際空港を離発着する様子が見渡せ、気持ちよくウォーキングを楽しむことができます。



NEW!

大阪府

河南町

新築

中古

2018年9月3日現在

★河南町三世代同居・近居支援事業の主な申請要件★

- ✓ 平成28年4月1日以降に河南町で住宅（中古を含む。）の取得または住宅のリフォーム工事を契約をした方であること
- ✓ 次のいずれかに該当すること
 - 子世帯が河南町外で居住し、中学生以下の子ども（出産予定を含む。）と親等と同居・近居する世帯であること
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む。)
 - 河南町に居住し、中学生以下の子ども（出産予定を含む。）と親等と同居・近居しようとする世帯であること
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む。)
- ✓ 親等の世帯が3年以上河南町内に居住していること
- ✓ 1年以内に河南町三世代同居・近居支援事業と重複して他の補助金等の交付を受けていないこと
- ✓ 子世帯の全員が補助金の交付申請のときに、河南町内に居住していること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

■住宅取得補助・・・補助率1/10（補助限度額100万円）

※住宅要件：同居又は近居を目的に子又は近居する親が河南町内で取得した住宅
(新築又は売買で取得した住宅に限る。)

■リフォーム補助・・・補助率1/10（補助限度額50万円）

※住宅要件：同居又は近居を目的に河南町内で所有する住宅のリフォーム
(子又は同居する親が所有する住宅に限る)



＜補助制度についての照会先＞

河南町 総務部 施設整備担当
TEL:0721-93-2500



補助を受ける人の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

- ✓ 補助事業×同居型の場合
 - 新たに河南町内に住宅を取得すること
 - 子世帯と親等が同居すること
 - 子世帯に義務教育修了前の子ども（出産予定の子を含む。）がいること
 - 住宅の床面積が50m²以上であること
ただし、戸建ての場合は70m²以上であること
 - 入居後5年間、同居状況の確認に協力できること（確認の対象は、補助申請者並びにその親等及び子どもを原則とする。）
- ✓ 補助事業×近居型の場合
 - 新たに河南町内に住宅を取得すること
 - 子世帯と親等がいずれも河南町内に居住すること
 - 子世帯に義務教育修了前の子どもがいること
 - 入居後5年間、近居状況の確認に協力できること（確認の対象は、補助申請者及びその子ども並びに親等の世帯主を原則とする。）
- ✓ 補助事業×U.I.Jターン型の場合
 - 新たに河南町内に住宅を取得すること
 - 子世帯が河南町外から河南町内に転入すること
 - 子世帯に義務教育修了前の子どもがいない場合は、夫婦の年齢がいずれも40歳未満であること

II 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(兵庫県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
 - ・兵庫県内15団体と協定締結
(注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■ 兵庫県

兵庫県	空き家活用支援事業 (住宅型＜若年・子育て支援タイプ＞)	南あわじ市	南あわじ市マイホーム取得事業補助金
神戸市	神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業	宍粟市	宍粟市森林の家づくり応援事業補助金 (住宅取得支援補助事業)
尼崎市	尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空き家改修費補助事業	加東市	森林の家づくり応援事業補助金 (住宅取得支援補助)
赤穂市	若者世帯住宅取得支援金交付事業		加東市空き家活用支援事業 (若年・子育て世帯補助金)
	転入者定住支援金交付事業		
三木市	三木市U I Jターン住宅取得支援事業	たつの市	たつの市若者定住促進住宅取得支援事業
高砂市	高砂市空き家活用支援事業		たつの市転入者定住促進住宅取得支援事業
三田市	三田市3世代同居助成事業		たつの市空き家活用支援事業
	三田市子育て世帯親元近居助成事業	市川町	市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付事業
加西市	加西市若者定住促進住宅補助事業	神河町	若者世帯住宅取得支援事業
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度		

★空き家活用支援事業(住宅型<若年・子育て支援タイプ>の 主な申請要件★

✓ 次の①及び②に該当すること

①次の全てに合致する空き家であること

- 政令市、中核市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）を除く市町
(姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象。詳細は事業チラシをご覧ください。)
- 空き家の期間が6箇月以上である一戸建ての住宅又は共同住宅の空き住戸
- 築20年以上経過したもの
- 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

※空き家を利活用するに当たり、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令の許認可等が必要となる場合がありますので、関係法令の許認可担当部局等へ事前にご相談ください。

②空き家を改修し、住居や事業所、地域交流拠点として活用しようとする者であること
(いずれも10年間活用することを要件とします。)

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

兵庫県 県土整備部
住宅建築局住宅政策課
住宅政策班
TEL：078-341-7711



補助限度額：

一戸建て：300万円（補助率：1/2）

共同住宅：200万円（補助率：1/2）

その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 次の①～③すべてに該当すること

①取得する住宅が一戸建ての空き家又は共同住宅の空き住戸であること

②補助申請日時点において夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は住宅の補助申請者の満年齢が40歳未満であること

③補助申請日時点において子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる者）又は妊娠している者が同居している世帯であること

NEW!

兵庫県

神戸市

新築

中古

2018年9月3日現在

★神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の主な申請要件★

- ✓ 下記の①から⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①子世帯は小学校入学前の子どもとその親を含む世帯であること
 - ②親世帯は神戸市内に1年以上居住している世帯で子世帯のどちらかの親が含まれていること
 - ③同居もしくは近居(同一小学校区内もしくは直線距離で概ね1km以内)すること
 - ★市内移転の場合は、移転前から同一小学校区内もしくは直線距離で2km以内に住んでいないことも要件とする。
 - ④移転世帯員全ての平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年間所得合計(総所得)が510万円未満であること
 - ⑤良好な住宅環境に入居すること
- ★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること
(昭和56年6月1日以降に建築(着工)した住宅。昭和56年5月31日以前に建築(着工)された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。)
- ★広さが最低居住面積水準以上であること

- ✓ 申込時期には期限があります。申込件数が募集件数を上回った場合は抽選となります。

【注意!】上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<助成制度についての照会先>

神戸市住宅都市局
住宅政策課
TEL: 078-322-5574



助成限度額:

- ①移転した世帯が支払った引越し代の半額: 最大10万円
- ②子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域へ転入する場合、移転した世帯が支払った引越し代および住宅の購入・賃貸にかかる費用(不動産登記費用、仲介手数料、礼金)の半額: 最大20万円



助成制度の適用を受ける世帯の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

- ✓ 下記のすべてに該当すること

- 「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」の助成対象要件に該当したうえで、**子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域へ転入すること**
- 取得する住宅は、**既存住宅**であること
- 子世帯は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(出産予定の子どもを含む)とその親を含む世帯員で構成されていること
- 親世帯は子世帯の親のどちらかの親が含まれる世帯であること
- (同居の場合) 子世帯と親世帯が神戸市内に同居すること
- (同居の場合) 取得する住宅の住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること
- (近居の場合) 次のいずれかに該当する近居であること
 - ・同一の小学校区内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
 - ・概ね1キロメートル以内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
 - ・神戸市が規定する市街地西部地域に子世帯と親世帯がともに居住

※子世帯の世帯主が助成事業の交付申請をする場合に限ります。

NEW!

兵庫県

尼崎市

中古

2018年9月3日現在

★尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業 の主な申請要件★

✓ 補助対象者

- 子育てファミリー世帯：18歳未満の子がいる又は妊婦がいる世帯
- 新婚世帯：配偶者を得てから、5年以内であり、夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯
- 補助対象住宅の登記名義人であること
- 構成員の全員が工事完了届出時に補助対象住宅の所在地を住所として、住民票に記録されていること など

✓ 補助対象住宅

- 尼崎市内にあること ○耐震性能を有していること
- 延べ面積が80m²以上（親世帯と多世帯同居の場合は125m²以上）であること
- 竣工後5年以上経過していること ○居住者がいない期間が6ヶ月以上であること など

✓ 補助対象工事

- 補助対象住宅の機能回復又は設備改善に必要な工事で以下の項目に該当しない工事
 - (1)電力、ガス又は上下水道の機能回復等の工事（当該工事に係る申請手続及び検査に係る部分に限る。）
 - (2)「尼崎市空家工コリフォーム補助事業」の対象となる工事
 - (3)設備機器又は照明器具で壁、床又は天井と一体となっていらないものの機能回復等の工事
 - (4)ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器でビルトインタイプでないものの機能回復等の工事
 - (5)外構工事

【注意！】上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

都市整備局住宅政策部
住宅・住まいづくり支援課
TEL：06-6489-6608



補助限度額：

補助対象工事に要した費用に1/2を乗じた金額
ただし、補助金額の上限は500,000円
※補助金額の上限は親世帯と同居の場合、750,000円、市
内に新たに転入し市内にいる親世帯と近居する場合、
600,000円、別途、見学会を実施する場合それぞれの補
助金額の上限に100,000円を加算

補助を受ける人の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

✓ 下記のすべてに該当すること

【補助事業×若年子育ての場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・補助申請者及びその配偶者の年齢の合計が80歳未満又は補助申請者の年齢が40歳未満であること

【補助事業×同居型の場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・住宅の延べ面積が125平方メートル以上であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること

【補助事業×近居型の場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・子育てファミリー世帯が新たに尼崎市外から尼崎市内に転入し、尼崎市内に住む親世帯とそれ
別の住宅に居住すること

★若者世帯住宅取得支援金交付事業の主な申請要件★

✓ 次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得した方
(注)「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入（中古住宅、分譲マンションを含みます。）し、所有権保有登記または所有権移転登記することをいいます。
- ・本人または配偶者が45歳未満であること
- ・赤穂市に定住する意思がある方
- ・世帯の人数が2人以上で入居された方
- ・取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること
- ・住宅の延床面積が2分の1以上に相当する部分を専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること
- ・これまでに、この支援金または赤穂市転入者定住支援金を受けたことがない方
- ・対象となる住宅が公共事業のために収用された代替の住宅でないこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

- ・20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券（額面1,000円）
申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。
- ・平成30年10月1日以降は支援金の額が10万円になりますのでご注意ください。

＜補助制度についての照会先＞

赤穂市役所 市民部市民対話課

TEL:0791-43-6812



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ・補助申請日時点で、補助申請者又はその配偶者のいずれかの年齢が満45歳未満であること
- ・補助申請日時点で、補助申請者に、義務教育終了前である現に同居し扶養する子があること
- ・取得する住宅が中古住宅※又は新築住宅（中古住宅以外をいう。）であること
※【フラット35】に係る借入申込日において竣工から2年を超えており、又は既に人が住んだことがある住宅をいう。
- ・補助事業による支援金の額が、中古住宅を取得する場合には20万円以上、新築住宅を取得する場合には25万円以上であること

★赤穂市の魅力①★

★景観のすばらしさ

わが国で最初の国立公園に選ばれただけあって、瀬戸内海の眺めのすばらしさは言うまでもありません。波が静かな日が多く、朝日や夕日が海に映る様は絵になりますので、写真愛好家が集まります。また、たくさんの水鳥が遊ぶ千種川は毎日その表情を変え、いくら見ても見飽きることがありません。特に西南側から見ると、広い河川敷と、ほとんど家が目に入らない対岸とが一緒になって、なんとも心が癒される風景です。

★転入者定住支援金交付事業の主な申請要件★

✓ 次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得して転入された方（転入日以後、1年以内に住宅を取得された方も対象となります。）

(注)「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入（中古住宅、分譲マンションを含みます。）し、所有権保有登記又は所有権移転登記することをいいます。
- ・赤穂市に定住する意思がある方
- ・転入された方（ただし、転入前1年の間に赤穂市住民基本台帳に記載があった方は除きます。）
- ・取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること
- ・これまでに、この支援金又は赤穂市若者世帯住宅取得支援金を受けたことがない方
- ・住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

- ・1人で転入した場合は10万円、2人以上で転入した場合は20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券（額面1,000円）

※申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。

＜補助制度についての照会先＞

赤穂市役所 市民部市民対話課

TEL:0791-43-6812



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ・赤穂市外から赤穂市内に移転すること（補助金交付申請時点から起算して過去1年内に移転した場合を含む。）
- ・補助事業による支援金の額が、中古住宅※を取得する場合には20万円以上、新築住宅を取得する場合には25万円以上であること
- ※【フラット35】に係る借入申込日において竣工から2年を超えており、又は既に人が住んだことがある住宅をいう。

★赤穂市の魅力②★

★歴史と伝統

赤穂には忠臣蔵に関係したものを初め、多くの史跡が残っています。さらに、景観に優れ、温泉もありますから、観光客が一年中絶えることがなく、年間146万人にも達するそうです。特に12月14日の義士祭は有名で、方々から観光バスが押し寄せ、赤穂の街は人でいっぱいになります。



赤穂観光マスコットキャラクター、「陣たくん」

★三木市UIJターン住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～③すべてに該当すること

- ①三木市外から三木市内に転入すること
- ②転入する日において、対象者又は配偶者いずれもが40歳未満であること
- ③平成30年4月1日以降に市内に住居として取得した住宅

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：住宅取得に要した経費

新築物件：上限25万円、中古物件：上限20万円



三木市移住・定住応援キャラクター



<補助制度についての照会先>

三木市役所 総合政策部 縁結び課

TEL : 0794-89-2395



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 追加の要件は特にございません。

★三木市の魅力★

★「けっこう便利なちょうどいい田舎」

三木市には、三木金物をはじめとする伝統産業や古い歴史、すばらしい農作物を育む豊かな自然がたくさん。

また、ゴルフ場のまちとしても有名で、その数はなんと西日本一！

高速道路網など交通立地に恵まれているので、神戸や大阪などの都市圏域からも意外と近い三木市。

「住みやすいまち」をめざし、子育て・就職に関するさまざまな支援制度で、移住をサポートいたします。



NEW!

兵庫県

高砂市

中古

2018年9月3日現在

★高砂市空き家活用支援事業の主な申請要件★

✓ 補助対象者

空き家を住宅又は事業所として活用するため改修する人

✓ 補助対象経費

ア 改修費

空き家を住宅又は事業所として活用するための改修に必要な費用

イ 移転費

当該活用しようとする空き家への転居又は移転に必要な費用

✓ 補助対象空き家

次に掲げる全ての要件を満たす空き家

ア 高砂市空き家バンクに登録していること

イ 市街化区域にあること

ウ 昭和56年5月31日以前に着工された空き家にあっては、一定の耐震性を確保するものであること

エ 空き家の期間が6ヶ月以上であること

オ 築20年以上経過したもの

カ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの

注意！上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助率・補助額：

ア 改修費

補助タイプ	補助率	補助額
住宅型（一般タイプ）・事業所型	1/2	上限1,500千円
住宅型（若年・子育て支援タイプ）	2/3	上限2,000千円

※若年・子育て支援タイプは、空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する若年世帯又は子育て世帯に適用します。

・若年世帯とは、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯

・子育て世帯とは、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人）または妊娠している人が同居している世帯

イ 移転費 100千円（ただし、実費額を上限とします。）

＜補助制度についての照会先＞

高砂市役所 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課
TEL：079-443-9033



補助を受ける人の中でフラット35の金利引下げを受けるために…

✓ 次に掲げるすべての要件に該当すること

- ア 高砂市空き家バンクに登録された空き家を取得し、住宅として居住するために改修すること
- イ 高砂市空き家活用支援事業（住宅型〈一般タイプ〉または住宅型〈若年・子育て支援タイプ〉）の要件をすべて満たすこと

★高砂市の魅力★

子育てにやさしい施策が充実し、子育てファミリーが暮らしやすいまち、高砂市。

- 乳幼児等・こども医療費完全無料化…中学3年生までの医療費を完全無料化
- 就学前施設の充実…待機児童もなく、安心して子育てと仕事の両立ができます。
- その他、きめ細やかな行政サービスを提供し、笑顔の和を広げていきます。



★三田市3世代同居助成事業の主な申請要件★

- ✓ 以下の要件を全て満たす子育て世帯

- ・子育て世帯とは、18歳以下の子どもを有する世帯（転入時に出産予定の子も含む。）
※18歳の子どもは、18歳に到達した年度末までを対象とします。
- ・親とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者の父母、または祖父母
- ・子育て世帯全員と親が市内の同一住所に住民登録をしていること
- ・子育て世帯の夫婦のいずれもが申請時に40歳以下であること
- ・同居する親が三田市に住民登録があり、引き続き5年以上住んでいること
- ・子育て世帯か親のいずれかが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、親の居住する住宅のリフォーム・増築・改築をおこない、完了すること
- ・子育て世帯全員が市内に転入し、転入と同時に親の住居に同居していること
- ・子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと
- ・昭和56年5月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は当該簡易耐震診断を受けること
- ・三田市に定住の意思があること



補助額：
最大30万円（内訳は次のとおり）
・リフォーム工事費用又は、増築・改築の登記費用の2分の1(上限20万円)/世帯
・引っ越し費用の2分の1(上限10万円)/世帯 ※引っ越し費用のみでは対象となりません。
(1,000円未満の端数は切捨てとします。)

注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



<補助制度についての照会先>

三田市役所 地域振興部都市政策室まちの再生課
TEL:079-559-5128



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- 親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること
- 現住所が三田市外で夫婦とも40歳以下の世帯が市内に住む親と同居すること
- 市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していること
- 同居する親が市内に継続して5年以上居住していること
- 親の住宅を建て替え（新築）、転入と同時にその住宅に親と同居すること。また、建替え後の住宅の床面積が70平方メートル以上であること
- 「リフォーム工事費用」と「移転費用」または「登記費用」と「移転費用」の補助を利用すること
- 補助申請日の属する年度末において、18歳以下の子（出産予定の子を含む。）があること

★三田市の自然景観①★

★有馬富士と福島大池

富士山にその姿が似ていることから、その名がついた有馬富士（374m）。福島大池の水面に映る「逆さ富士」が有名。



★武庫川

市内を25kmにわたり貫流する武庫川。川沿いには、桜をはじめとした季節の花やミニ公園があり、地域によって様々な顔を持ちます。

★三田市子育て世帯親元近居助成事業の主な申請要件★

- ✓ 申請日時点で以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・子育て世帯とは、三田市に住民登録のある、18歳以下の子どもを有する世帯（転入時に出産予定の子も含む。）
※18歳の子どもは、18歳に到達した年度末までを対象とします。
- ・子育て世帯全員が市外から市内に転入し、転入と同時に補助対象住宅に居住していること
- ・子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと
- ・子育て世帯の夫婦のいずれもが申請時に40歳以下であること
- ・親が三田市に住民登録があり引き続き5年以上住んでいること
- ・三田市に定住の意思があること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

最大30万円（内訳は次のとおり）

- ・登記費用の2分の1(上限20万円) /世帯
- ・引っ越し費用の2分の1(上限10万円)/世帯
(1,000円未満の端数は切捨てとします。)



＜補助制度についての照会先＞

三田市役所 地域振興部都市政策室まちの再生課

TEL:079-559-5128



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ・現住所が三田市外で夫婦とも40歳以下の子育て世帯が親世帯の居住する三田市内に居住すること
- ・市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していること
- ・近居する親が市内に継続して5年以上居住していること
- ・住宅を取得し、転入と同時にその住宅に居住すること
- ・新築住宅を取得する場合には、「登記費用」及び「移転費用」に対する補助を利用すること
- ・既存住宅を取得する場合には、「登記費用」に対する補助を利用すること
- ・補助申請日の属する年度末において、18歳以下の子（出産予定の子を含む。）があること

★三田市の自然景観②★

★千丈寺湖

昭和63年に完成したダム湖。近くにそびえる千丈寺山からその名がつけられました。

周辺には公園やダム建設の資料などを展示する青野ダム記念館があります。



★加西市若者定住促進住宅補助事業の主な申請要件★

平成30年4月1日以降に工事請負契約又は不動産売買契約を締結した住宅の場合

✓以下の全ての項目に当てはまる人が対象です。

- ・自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入した人
- ・世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が独身の場合は40歳以下）または世帯主の自らの未就学（※1）の子どもを含む世帯
- ・住宅を新築または購入するための借入れ（※2）がある人
- ・取得した住宅の登記名義人である人

※1 当該家屋に初めて固定資産税が課税される年の1月1日時点の年齢で判定する。

※2 住宅の取得に対する借入れ（借入期間10年以上）のみを対象とし、土地取得に対する借入金は対象外とする。

※3 平成26年4月1日から平成30年3月31日に工事請負契約又は不動産売買契約を締結した場合は、対象要件等が変更となりますので、加西市産業振興課へご確認ください。

【基本部分】要件：加西市内で住宅を取得

補助金額：借入金の額の3パーセントに相当する額又は30万円のいずれか低い額

【加算部分】要件：市外からの転入世帯（※4）が住宅を取得

親世帯等（※5）と同一小学校区内又は隣接する町に住宅を取得

親世帯等と同居のために住宅を取得

補助金額：借入金の額の2パーセントに相当する額又は20万円のいずれか低い額

※4 世帯主およびその配偶者のいずれもが加西市に住民登録のある期間が通算して10年末満の世帯をいう。

※5 若者世帯・子育て世帯の世帯主又は配偶者の父母若しくは祖父母を含む世帯

**注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは右記の照会先までご連絡下さい。**

<補助制度についての照会先>

加西市役所 地域振興部 産業振興課

Tel:079-662-3172



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓【フラット35】子育て支援型（同居型）の場合

- ・親と子孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること
- ・補助申請者（申請予定者を含む。）に、現に同居し扶養する子の年齢が補助申請日時点で満18歳未満（胎児を含む。）であること
- ・住宅（部分）の床面積が50平方メートル以上であること

※一戸建て住宅など（連続建て住宅及び重ね建て住宅を含む。）の場合は、【フラット35】の申込要件として70平方メートル以上である必要があります。

✓【フラット35】子育て支援型（近居型）の場合

- ・現に同居し扶養する子の年齢が補助申請日時点で満18歳未満（胎児を含む。）であること
- ・補助申請者（申請予定者を含む。）の世帯と親世帯等（※父母又は祖父母を含む世帯）が加西市内にそれぞれ別の住宅で居住すること

✓【フラット35】子育て支援型（U.I.T）の場合

- 現住所が加西市外であり、加西市に移転する場合、または、現住所が加西市内で、夫婦のいずれもが、加西市内の住民登録期間が通算10年末満の場合
- 自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入すること
- 世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が独身の場合は40歳以下）であること、または、世帯主自らの未就学の子どもがあること

★加西市の観光★

★玉丘史跡公園

播磨国風土記にも登場するヒロイン「根日女」（ねひめ）を祀ったとされる玉丘古墳（国指定史跡）を中心とした約6haの公園には、7基もの古墳があり古代のロマンを感じることができます。

公園内には、大型遊具「ねひめの森」があり、子どもたちが伸び伸びと安全・安心に遊ぶことができます。



★やぶ暮らし住宅支援制度の主な申請要件★

- ✓ 養父市に定住する満40歳未満（U・Iターン者は満65歳未満）の方
 ただし、国、県又は市の他の制度による補助金等の補填を受けて住宅を確保する場合は除きます。
 ※U・Iターン者とは、定住のため平成26年4月1日以後に転入した者（転入前に1年以上市外に居住していた者に限ります。）をいいます。

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

- ①新築奨励金：専用住宅の延床面積に、1平方メートル当たり2,000円を乗じた額
 ただし、400,000円を上限とする。
- ②空き家購入奨励金：空き家の延床面積に、1平方メートル当たり1,500円を乗じた額
 ただし、300,000円を上限とする。
- ③住宅を取得し増改築する場合の増改築奨励金：増改築に要する費用に10分の1を乗じた額
 ただし、250,000円を上限とする。



＜補助制度についての照会先＞

養父市役所 市民生活部 やぶぐらし課
 TEL:079-662-3172



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 養父市の次のいずれかの奨励金に該当すること
 - ・新築奨励金
 - ・空き家購入奨励金
 - ・住宅を取得し増改築する場合の増改築奨励金
- ✓ 【フラット35】子育て支援型の場合は以下も追加要件
 - 親と子と孫等の三世代以上の直系親族が同居すること
 - 住宅の床面積が75m²以上であること
 - 利用申請日時点で義務教育終了前の子があること

★養父市の観光★

★滝・天滝渓谷

まさに天から降ってくるかのように水が流れ落ちる姿は圧巻です。
 落差98メートル、兵庫県内一の落差を誇り、「日本の滝100選」
 に選ばれています。
 また、天滝までの渓谷には夫婦滝、鼓ヶ滝、糸滝など多くの滝群があり、四季折々美しい表情を見せます。「森林浴の森100選」「兵庫県森林浴場50選」にも指定。登山コースとしても人気を集めています。



★南あわじ市マイホーム取得事業補助金の主な申請要件★

✓ 次の①～⑧すべてに該当すること

- ①平成28年4月1日以降に南あわじ市に転入し、かつ、転入前3年間において市の住民基本台帳に記録がない個人
- ②南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して10年以上定住する方
- ③当該住宅の所有者であること（所有者が複数のときは、代表1人）
- ④過去にこの補助金を受けたことがないこと
- ⑤自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅であること
 - 新たに建築したもの（増築、改築は除く。）
 - 住宅を購入したもの（所有歴のないもの）
 - 南あわじ市の空き家バンク制度に登録する住宅を購入したもの※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外とする。
- ⑥工事請負契約又は売買契約の締結日が平成28年4月1日以降であり、転入日から1年以内であること
- ⑦取得日（所有権登記が完了した日をいう。）が、平成28年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内であること
- ⑧専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く。）であって、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜補助制度についての照会先＞



南あわじ市役所ふるさと創生課
TEL：0799-43-5205



基本補助額：

新築200万円 中古50万円

※加算補助金あり。

※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70m²以上であること

★南あわじ市の魅力★

★観光スポット★おのころ神社

日本神話で“国生みの地”と言われる場所。2人の神様が、夫婦の契りを結んで国生みを始めた最初の場所が淡路島と云われる。その神話的背景から縁結びや夫婦円満のご利益のあるとされる。



★特産品★淡路瓦

三州瓦、石州瓦と並ぶ日本三大瓦の一つ。南あわじ市を中心に、美しい銀色のサ工が特徴のいぶし瓦を主体に生産されている。いぶし瓦の生産量は全国一を誇る。



★森林の家づくり応援事業補助金(住宅取得支援補助)の主な申請要件★

✓ 次の①及び②に該当すること

① 転入又は転居等し、住宅を取得又は新築する40歳以下の方又は中学生以下の子どもがいる世帯

注) 同一敷地内での建替えも所有者が変更になる場合は対象となります。

注) 転入は市外への転出期間が1年以上の場合に限ります。

② 自らが居住するために取得する居室、台所、トイレ、浴室等がある延床面積50平方メートル以上の住宅

注) 住宅の取得には中古住宅の購入を含みます。

ただし、二親等以内の親族から購入した住宅は対象外となります。

注意! 上記以外にも要件がございます。

詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

宍粟市役所 産業部
ひと・はたらく課
TEL: 0790-63-3166



補助率:

●住宅取得額の10分の1以内

補助上限額:

●転入者の場合 50万円

(中古住宅の場合は25万円)

●転居者の場合 30万円

(中古住宅の場合は15万円)

※詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で(フラット35)の金利引下げを受けるために…

若年子育てでお申込みする場合

✓ 次の①~④すべてに該当すること

①補助申請日時点で、補助申請者又はその配偶者が満40歳以下であること

②補助申請日時点で、現に同居し扶養する子が中学生以下であること

③中古住宅※を取得する場合、宍粟市外から宍粟市に転入する(市外への転出期間が1年以上である)こと

※建築工事の完了の日から起算して1年経過した住宅または既に人の居住の用に供したことのある住宅

④共同建て(マンション)以外の場合は、住宅の延床面積が70m²以上であること

UIJターン型でお申込みする場合

✓ 次の①及び②に該当すること

①宍粟市外から宍粟市に転入する(市外への転出期間が1年以上である)こと

②共同建て(マンション)以外の場合は、住宅の延床面積が70m²以上であること

★宍粟市の魅力★

★癒しの森のあるまち

宍粟市は、兵庫県内初の「森林セラピー基地」に認定されました。宍粟の豊かな森林は、心と体をリラックスさせて健康にする効果があります。国見の森・赤西森林セラピーロードでは、ガイドの案内で森林セラピービーク体験をすることができます。

※「森林セラピー」はNPO法人森林セラピーソサエティの商標登録です。



★加東市空き家活用支援事業(若年・子育て世帯補助金) の主な申請要件★

- ✓ 次の①～④すべてに該当すること

①社地域の市街化区域内の空き家であること

※社地域の市街化区域以外の区域の場合は、兵庫県空き家活用支援事業補助金での助成となります。

②空家は、次の全てに該当すること

ア 交付申請日において空き家バンクに登録されていること

イ 空家又は空住戸状態になってから6箇月以上経過していること

ウ 築20年以上経過したもの

エ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

③自己の居住用の住宅として活用するために改修すること

④補助申請日時点において、若年世帯*又は子育て世帯*であること

*若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること

*子育て世帯：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、生計を一にする子ども（母子健康手帳等で出生予定が確認できる胎児を含む。）がいること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

加東市役所都市整備部
都市政策課

TEL：0795-43-0517



補助額：

●改修工事に要する補助の対象経費に3分の2を乗じて得た額

限度額：

●一戸建て：150万円／共同住宅：100万円

※その他条件あり。

詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 補助申請日時点において、次のいずれかの要件を満たすこと
- ア 補助申請者とその配偶者の満年齢の合計が80歳未満であること
- イ 補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ✓ 補助申請日時点において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子ども（出生予定の子どもを含む。）がいること
- ✓ 取得する住宅が一戸建ての住宅の空き家又は共同住宅の空住戸であること

★加東市の名産品★

★釣り針

江戸時代にこの地での職祖といわている小寺彦兵衛が苦心の末、土佐から製法を持ち帰ったことで定着。国内生産量の約9割を誇る



★鯉のぼり

加東市の鯉のぼりは「播州鯉」とよばれ、写実的で格調高く品質のよさが高い評価を得ている。明治30年頃から東条地域で始まった。ひな人形とともに節句を祝う品としてこの地で定着している。

★加東市働く世代住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～⑦すべてに該当すること

- ①申請者（申請者が配偶者を有する場合は申請者及び配偶者）の前年の年間総所得金額の合計金額が400万円以下であること
ただし、親と同一世帯の場合は、申請者の親の所得は除きます。
- ②申請日時点において、申請者（申請者が配偶者を有する場合は申請者及び配偶者）の年齢が39歳以下であること
- ③補助金交付後、取得した戸建て住宅に居住すること
- ④新たに取得する住宅費用が、改造工事費も含め500万円以上であること
- ⑤申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記される住宅であること

上記補助金の上乗せとして2種類あります。

子育て上乗せ補助金

※働く世代補助金と同じ要件に、下記の要件を加える。

・申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある生計を一にする子供（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できるものを含む。）がいる世帯であること

地元業者上乗せ補助金

※働く世代補助金と同じ要件に、下記の要件を加える。

・全体の工事請負金額のうち、市内業者の請負金額が2分の1以上であること
もしくは中古物件の改修工事を市内業者で行い、その額が20万円以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

加東市役所
都市整備部都市政策課
TEL：0795-43-05177



補助限度額：

働く世代補助金：20万円

子育て上乗せ補助金：20万円

地元業者上乗せ補助金：10万円

※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 子育て上乗せ補助金を利用すること

★たつの市若者定住促進住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～⑧すべてに該当すること

- ①たつの市内在住の40歳以下の夫婦等（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可）
- ②3年以上居住する意思がある方
- ③当該建物の購入・契約時の消費税が8%以上の方
- ④当該建物の所有権割合が、夫婦合算で50%以上の方
- ⑤一度もこの奨励金を利用したことがない方
- ⑥延床面積が50平方メートル以上の居住用のための個人住宅であること
※店舗等の併用住宅については、居住用部分が50平方メートル以上であること
- ⑦二親等以内の者からの当該住宅の購入でないこと
- ⑧生活の本拠地となること（別荘等は対象外とする。）

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜補助制度についての照会先＞

たつの市都市政策部まちづくり推進課
TEL：0791-64-3167



補助額：30万円
(1年目30万円一括交付)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70m²以上であること
- ✓ 住宅取得の契約時において、現に同居し扶養する子の年齢が、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること

★たつの市転入者定住促進住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～⑧すべてに該当すること

- ①たつの市外に1年以上居住されている方が、たつの市内に定住を目的として住宅を取得すること
- ②3年以上居住する意思がある方
- ③当該建物の購入・契約時の消費税が8%以上の方
- ④当該建物の所有権割合が、夫婦合算で50%以上の方
- ⑤一度もこの奨励金を利用したことがない方
- ⑥延床面積が50平方メートル以上の居住用のための個人住宅であること
※店舗等の併用住宅については、居住用部分が50平方メートル以上であること
- ⑦二親等以内の者からの当該住宅の購入でないこと
- ⑧生活の本拠地となること（別荘等は対象外とする。）

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜補助制度についての照会先＞



たつの市都市政策部まちづくり推進課
TEL：0791-64-3167



補助額：50万円

(1年目30万円、2年目10万円、3年目10万円)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70m²以上であること

★たつの市の魅力★

★素麺

約600年の歴史を誇る手延素麺「揖保乃糸」。農閑期の副業として発達した産業で、"播磨の小京都"たつの市を中心に生産されている。



★醤油

「色をつけずに良い味つける」これが龍野淡口醤油。揖保川の軟水が醤油造りに適し、龍野藩の保護のもと発達。今では全国三大産地の一つ。



★皮革

播磨平野をうるおす揖保川水系林田川が生み出した龍野の特産の一つで、鎌倉時代からの伝統をもつ良質の革を生産。特に成牛革は全国生産量の4割を占める。



★たつの市空き家活用支援事業の主な申請要件★

✓【A】及び【B】の要件を満たすこと

【A】次の①～③いずれかに該当する者であること

- ①たつの市内の空き家(※)に10年以上居住しようとする者
- ②たつの市内の空き家(※)を所有し、かつ、10年以上賃貸住宅として活用しようとする者
ただし、不動産販売や不動産賃付等を業とする者を除く。
- ③たつの市内の空き家(※)を10年以上事業所として活用しようとする者
ただし、不動産販売や不動産賃付等を業とする者を除く。

【B】次の①～③すべてに該当する空き家であること

- ①空き家の期間が6か月以上あるもの（空き家バンク登録物件を除く。）
- ②築20年以上経過したもの
- ③台所、浴室、便所等の水回り設備の全部又はいずれかが
10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

たつの市都市政策部まちづくり推進課
TEL：0791-64-3167



**補助上限額：
300万円**

(諸条件がございます。
詳しくは左記までお問い合わせください。)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

子育て支援型でお申込みする場合

- ✓ 居住を目的として取得し、かつ、次の①及び②に該当すること
 - ①市補助申請時において、申請者とその配偶者※の合計年齢が80歳未満（配偶者がいない場合にあっては交付申請をする者の年齢が40歳未満）であること
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約している者を含む。
 - ②市補助申請時において、18歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子（出生予定の子を含む。）があること

地域活性化型で
お申込みする場合

- ✓ たつの市空き家バンクに登録されている物件を居住を目的として取得すること

★市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付事業の主な申請要件★

- ✓ (1) 婚姻関係にある方で、夫婦の年齢の合計が申請年度の4月1日時点で80歳未満であること
 - (2) 平成29年4月1日以後に住宅を新築又は中古住宅を購入若しくは増築(注)を行った新規移住者又は町内在住者であること
 - (3) 申請年度内に、住宅の建築又は購入が完了するものであること
(注) 増築については条件を満たすものに限ります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 - ※ (1)~(3)の規定にかかる場合は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象から除外されます。
 - (4) 平成29年4月1日前に締結した工事請負契約、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築する方又は平成29年4月1日前に締結した売買契約により中古住宅を購入する方
 - (5) 住宅の建築に関し移転補償を受ける方
 - (6) 市町村税その他市町村に対する債務の履行を遅滞している方
 - (7) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことがある方
※ 契約年度内に住宅の完了が出来ない場合は、窓口までお問い合わせください。
- 注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。**



補助額：

- ①新築及び増築の場合50万円
- ②中古住宅を購入する場合は購入金額に100分の10を乗じて得た額1万円未満の端数が生じたときは、切捨てた額）で、上限額は30万円
- ③新規移住者については、移住者の世帯人数から2人を引いた人数1人につき5万円を①、②の交付額に加算

<補助制度についての照会先>

市川町役場 住民環境課 生活環境係

TEL:0790-26-1011



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 平成29年4月1日以後、新たに町内に転入する場合、または、過去に町内に住所を有し、転出して3年以上経過し、平成29年4月1日以後に再び町内に転入すること平成29年4月1日以後に住宅を新築又は分譲住宅を購入若しくは中古住宅を購入すること
- ✓ 平成29年4月1日以後に住宅を新築又は分譲住宅を購入若しくは中古住宅を購入する場合

★市川町の特産★

★市川町は日本で初めてゴルフアイアンを製造したまちです

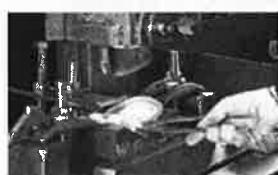
今や男性に限らず、若い女性からも人気のあるスポーツ「ゴルフ」

そのゴルフを楽しむためになくてはならないのが“ゴルフクラブ”

昭和5年、市川町の刀鍛冶職人により、鍛造製法によるアイアン

ヘッドの成型技術を確立しました。

現在でも、その意志と技術を継承した職人たちが、日々高品質のアイアンヘッドの製作に励んでおり、その品質は国内外問わず高い評価を得ています。



★若者世帯住宅取得支援事業の主な申請要件★



- 次の①～⑤すべてに該当すること
- ①新築および増築または建売り（空き家等中古住宅含む。）物件で、台所、トイレ、浴室および居室を備え付けた自己の居住のための住宅であること
ただし、別荘など一時的に使用するものおよび賃貸、販売等を目的としたものは除く
 - ②補助対象世帯は、住宅取得し定住する若者世帯のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
 - (ア) 申請日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満である世帯であって、かつ、夫婦が同居している世帯
 - (イ) 申請日現在において、婚姻を予定している者同士の合計年齢が80歳未満である者（以下「婚姻予定者」という。）であって、住宅取得後6か月以内に婚姻し、夫婦で同居する者
 - (ウ) 申請日現在において、満15歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの、生計を一にし同居する子どもがいる世帯
 - ③住宅の引渡し（支払い）後、居住が開始（住民票を異動）すること
 - ④連帯保証人のある者であること（兵庫県内に居住する親族で、収入月額15万8千円以上の方2名）
 - ⑤過去に補助世帯として当該補助金の交付を受けていないこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

神河町長部局
ひと・まち・みらい課
TEL：0790-34-0002



補助額：

住宅取得に係る費用（土地代は除く。）

の10分の1（限度額100万円）

※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



+

補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 補助事業申請時点において夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は住宅の補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ✓ 補助事業申請時点において満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子があること

★神河町の魅力★

★砥峰高原

秋には草原一面が銀色の絨毯となる日本有数のススキの大群生地である。また、映画やドラマの撮影地としても有名。



★柚子

柚子を使った「ゆずマーマレード」、「ゆず味噌」、「ゆず酒」等様々な柚子の商品を販売。



★峰山高原リゾート ホワイトピーク

兵庫県神河町に国内14年ぶりの新設スキー場！2017年12月16日オープン！



Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(奈良県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
- ・奈良県内4団体と協定締結
(注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■奈良県

御杖村	御杖村多世代による同居・近居推進事業補助金
明日香村	明日香村子育て世帯新築等助成金
黒滝村	若者定住促進のための住宅新增改築等支援金
上北山村	若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度

□：子育て支援型

■：地域活性化型

★御杖村多世代による同居・近居推進事業補助金の主な申請要件★

- ✓ 親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が新築する住宅に同居、または、子育て世帯と親世帯が新たに近居（御杖村内において別の建物に居住）すること
 注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：補助対象経費の2分の1に相当する額とし、限度額は以下のとおり
 ・本人及び配偶者が45歳未満若しくは義務教育終了前の者を有する場合：100万円
 ・前項以外の場合：50万円



<補助制度についての照会先>

御杖村役場 むらづくり振興課
 TEL: 0745-95-2001 (代)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 住宅の床面積が120m²以上であること
 ✓ 補助申請日時点で義務教育終了前の子（補助申請日時点で出生していない子であって補助申請日以後に出生し同居する予定である子を含む。）があること

★御杖村の観光スポット★

★三峰山（みうねやま）

初夏の白ツツジや
 新緑、秋の紅葉から冬の霧氷まで、
 季節の移り変わりを最も色濃く見せてくれます。



★不動の滝（ふどうのたき）

静寂に包まれた山の中に水の音を響かせるその姿は荘厳で、自然のパワーを分け与えてくれます。



★明日香村子育て世帯新築等助成金の主な申請要件★

- ✓ 「明日香村子育て世帯新築等助成金交付要綱」に定める助成金の交付対象者の要件に該当すること
- ✓ 補助金交付申請時点において、補助申請者に現に同居する出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの子がいること
- ✓ 対象住宅は、新築（建て替えを含む。）、建売住宅の取得等から、未使用で1年以内の住宅であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：100万円

<補助制度についての照会先>

明日香村役場 総合政策課

TEL:0744-54-2001



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 補助申請者（申請予定者を含む。）の年齢が左欄の補助金交付申請時点において、満50歳未満であること

★明日香村の観光スポット★

★石舞台古墳

蘇我馬子（そがのうまこ）の墓と伝えられる石舞台古墳（6世紀末～7世紀前期）は、わが国最大の方墳であり、30数個の岩の総重量は約2300トン。

特に天井岩は約77tもあり、作られた当時の優れた土木・運搬技術がうかがわれます。月の夜、狐が美女に化けてこの上で舞つたという言い伝えが。

外からみても、中を覗いてもその大きさには圧倒されます。



★あすかいちご狩りパーク

～いちごの品種はあすかリベ～

寒い冬でもあったかいハウス内で雨の日でも大丈夫。しかも高設栽培なので立ったままラクラクと収穫できます。

明日香村内15か所での開園、摘みたてのフレッシュなあすかリベを味わいに、是非明日香いちご狩りパークへ。
(※完全予約制)



大人も子どもも取りやすい高さの棚にいちごがぶら下がっています。

**★若者定住促進のための住宅新增改築等支援金
の主な申請要件★**

- ✓ 補助申請者（申請予定者を含む。以下同じ）が住宅を新築する者又は空き家を取得する者であること
- ✓ 補助申請者又はその配偶者の年齢が左欄の補助事業申請日時点において満40歳以下であること
- ✓ 補助申請者に、左欄の補助事業申請日時点において満15歳未満である現に同居し扶養する子があること
- ✓ 支援金交付日から、10年間対象家屋に居住すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：住宅を新築する場合：200万円

空き家を購入する場合：取得価格の2分の1以内の額とし、
200万円を限度とする。



<補助制度についての照会先>

黒滝村役場 企画政策課

TEL:0747-62-2031



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 特別の条件はありません。

※ 【フラット35】の金利優遇が予算戸数に達した場合などを除きます。

★黒滝村の観光スポット★

★黒滝吊橋（黒滝・森物語村）

山里を再現したりゾート施設「黒滝・森物語村」にある大きな吊橋。宿泊施設や温泉施設などもあり、水と緑に囲まれた森のオアシスでゆったりとくつろぐことができる。



★黒滝村旧役場庁舎

明治の吉野林業を伝えるモダン建築。洋風二階建ての本館に和風の平屋建てが取付く珍しい造り。昭和54年に奈良県県文化財として指定。現在は、黒滝民族資料館として使用。



★若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度の主な申請要件★

- ✓ 村内で住宅を新築又は購入すること
- ✓ 村内に10年以上居住する目的で転入しようとする者又はした者で、転入した日から起算して3年を経過していないこと
- ✓ 住宅を取得する者の年齢が補助金交付申請日時点で55歳未満であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：住宅を新築（建て替え）する場合：最大300万円（補助対象経費の20%）
中古住宅を購入する場合：最大150万円（補助対象経費の50%）



<補助制度についての照会先>

上北山村役場 地域振興課

Tel:07468-2-0001



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 特別の条件はありません。

* 【フラット35】の金利優遇が予算戸数に達した場合などを除きます。

★上北山村の観光スポット★

★大台ヶ原（大蛇岩）

大台ヶ原の人気No.1スポット。800m断崖絶壁の自然の展望所でスリル満点。目前に西大台、その奥には大峰山脈の展望が楽しめる。



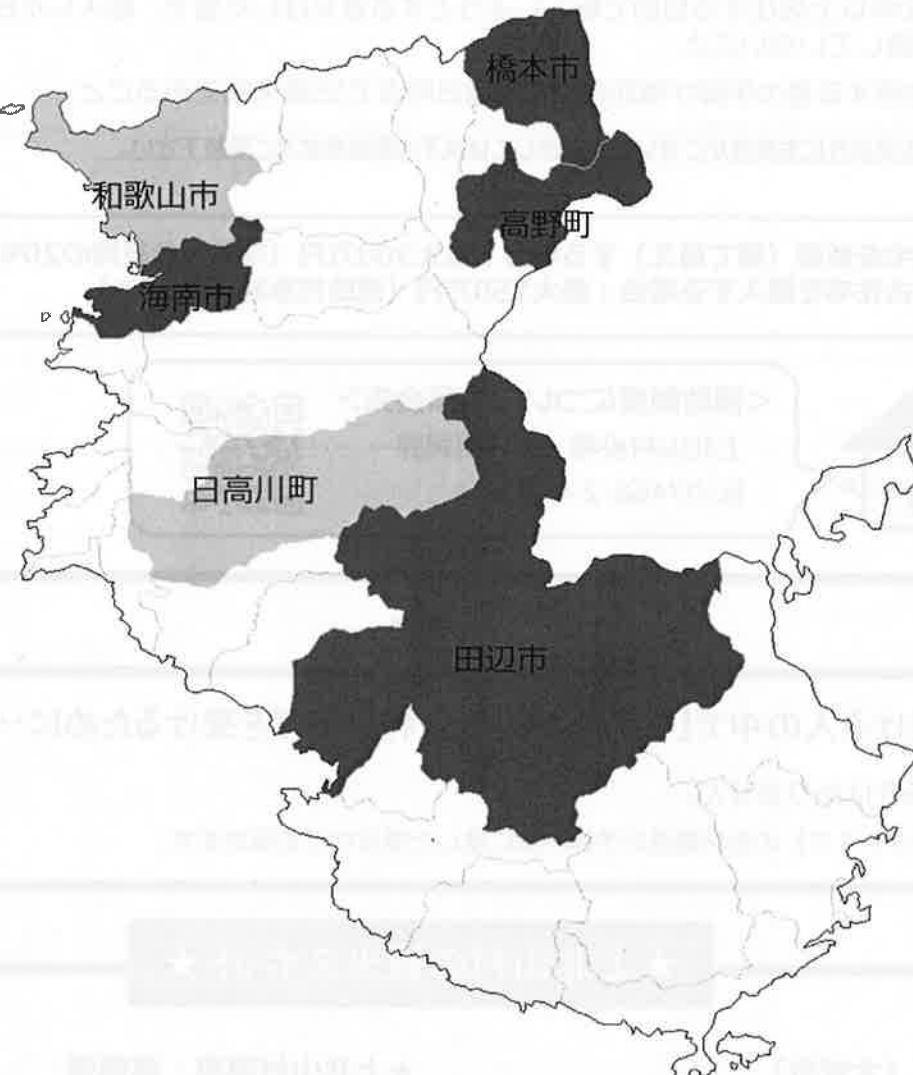
★上北山村温泉・薬師湯

湯に触れるツルツルするその泉質から地元でも愛される。毎分350リットルの豊富な湧出量は県下でも有数。国道169号線沿いの道の駅に隣接。



Ⅱ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型連携地方公共団体一覧(和歌山県)

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は44団体（9／3時点）
- ・和歌山県内6団体と協定締結
(注) 各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■和歌山県

和歌山市	転入型三世代同居・近居促進補助金
海南市	海南省空き家リフォーム工事補助事業
橋本市	橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金
	橋本市空き家移住応援補助金
田辺市	田辺市移住推進空き家活用事業（空き家改修支援）
高野町	高野町移住定住促進補助事業
日高川町	若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金

■ : 子育て支援型
■ : 地域活性化型

★転入型三世代同居・近居促進補助金の主な申請要件★

✓ 対象要件

【同居する場合の条件】親世帯と子世帯が同居すること

【近居する場合の条件】親世帯及び子世帯が直線2km以内の異なる住宅に居住すること

【同居・近居共通の条件】

<子世帯の要件>中学生以下の子（出産予定を含む。）がいること

<転入世帯の要件>転入前1年以上継続して市外に居住していること

<受入世帯の要件>3年以上継続して市内に居住していること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：最大30万円



<補助制度についての照会先>

和歌山市役所 福祉局 こども未来部

子育て支援課

TEL:073-435-1329



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 【同居する場合】

- ・住宅の床面積が50m²以上あること

ただし、戸建て住宅等の場合は70m²以上であること

★和歌山市の観光スポット・グルメ情報★

★和歌山城

虎伏山（とらふすやま）に立つ和歌山市のシンボル。紀州徳川家の居城としての歴史や、復元された御橋廊下等はもちろん、お城の敷地の中には、動物園やお茶室がある。



★和歌山マリーナシティ

和歌山市の南部に位置し、景観との調和を図りながら建設された人工島。「黒潮市場」、天然温泉「紀州黒潮温泉」、リゾートホテル「和歌山マリーナシティホテル」など多彩な施設が集まったリゾートアイランド。



★和歌山ラーメン

和歌山市ではラーメン屋が多数あり、醤油系、豚骨醤油系が多い。地元では中華そばと呼ばれる。



NEW!

和歌山県

海南市

中古

2018年9月3日現在

★海南市空家リフォーム工事補助金の主な申請要件★

- ✓ 対象となる住宅… 90日以上空家であった市内の戸建住宅または併用住宅
- ✓ 空家を購入または譲り受けてから90日以内の方
- ✓ 引っ越しにより、転居前の自身の持ち家が空家とならない方
- ✓ 転入日まで継続して3年以上海南市外に住民登録していた方（注）
(注) 「市外から移住される方」向けの補助金の場合

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：最大90万円

【市外から移住される方】
工事費の3分の2（上限80万円）

<若者世代の方※>
工事費の3分の2（上限90万円）



＜補助制度についての照会先＞

海南市役所 まちづくり部
都市整備課 Tel:073-483-8480



※40歳以下の方で、中学生以下の子供を扶養している、または結婚して5年以内の方。
(夫婦のどちらかが40歳以下であれば可。)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 市内で転居される場合には、海南市空き家バンクに登録された住戸の取得が必要です。

★海南市の観光スポット情報★



★黒江の町並み

道路に対して、のこぎりの歯のように一定の角度で連なる昔のままの家並みは漆器のまち黒江の独特の景観です。



★わんばく公園

「自由に遊べるみんなの裏山」をテーマに整備された公園で、遊具を使うのはもちろん、自然の中で楽しむ子供たちも多いです。

★橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金の主な申請要件★

✓ 対象住宅の主な要件

- 平成27年4月1日以降に市内で取得した新築住宅であること
- 居住部分の延床面積が50m²以上であること

✓ 対象者の主な要件

- 戸籍上婚姻関係のある夫婦であり、かつ当該夫婦のいずれかが満40歳未満であること
- 夫婦の双方が平成27年4月1日以降に本市に転入し、かつ、転入前1年間は本市に住民登録が無いこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：最大50万円（平成30年3月31日までに所有権保存または移転登記）
または最大30万円（平成30年4月1日以降に所有権保存または移転登記）



<補助制度についての照会先>

橋本市役所 経済推進部 シティセールス推進課
TEL:0736-33-6106（直通）



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 特別の条件はありません（補助を受けられる方全員が金利引下げの対象となります。）。
※【フラット35】の金利優遇が予算戸数に達した場合などを除きます。

★橋本市の魅力 ①★

橋本市の住環境

★高野山の麓の自然に囲まれた田園都市

高野街道と伊勢（大和）街道が交わる紀州わかやまの玄関口。まちの中央部には紀の川が流れ、山河の自然も豊かです。大阪都心部へ約40分という便利さと、田舎暮らしとが共存するまちです。



橋本市の子育て

★里山体験が子どもの豊かな心をつくる

こども園や子育て支援センターがあり、ママ・パパや子ども達の交流の場が充実。授業では、自然体験を取り入れています。中学生まで医療費無料や学童保育の充実など子育て環境が充実しています。



★橋本市空き家移住応援補助金の主な申請要件★

✓ 対象住宅の主な要件

- わかやま空き家バンクに登録されている物件を購入すること
- 居住部分の延床面積が50m²以上であること

✓ 対象者の主な要件

- 世帯全員が転入後2年を経過しないこと（補助金の交付申請日時点）
- 世帯全員が転入前2年間、本市に住民登録がないこと
- 世帯全員が対象住宅の所在地に住民登録をしてから3ヶ月以上経過していること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：20万円

※夫婦のいずれかが補助金の交付申請日現在で満40歳未満の場合 10万円を加算



<補助制度についての照会先>

橋本市役所 経済推進部 シティセールス推進課
TEL:0736-33-6106 (直通)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 特別の条件はありません（補助を受けられる方全員が金利引下げの対象となります。）。
※【フラット35】の金利優遇が予算戸数に達した場合などを除きます。

★橋本市の魅力 ②★

橋本市の伝統産業

★パイル織物・紀州へら竿

パイル織物はアザラシの毛皮のようにふわふわで柔らかく、高級感がある織物で、新幹線のシートや国際会議事務室の椅子にも使われています。

紀州へら竿は、国の伝統的工芸品に指定されている逸品で釣り師の憧れです。



橋本市の農産物

★柿・ぶどう・卵

新鮮野菜・果物が並ぶ直売所もあり、新鮮な食材が食卓を彩ります。

また、柿、ひね鶏など地元の食材にこだわった「はしもとオムレツ」も市内の飲食店で展開されています。



NEW!

和歌山県

田辺市

中古

2018年9月3日現在

★田辺市移住推進空き家活用事業(空き家改修支援)の主な申請要件★

- ✓ 事業実施地域※1) 内に所有する空き家を田辺市定住支援協議会の支援を受けて県外から移住する方が居住するための改修工事をする方
- ✓ 和歌山県外から、田辺市定住支援協議会の支援を受けて事業実施地域※1) 内に空き家を借り受けまたは購入し改修工事をして移住する方
- ✓ 和歌山県移住推進空き家改修補助金事業（以下「県補助金」）と併せて交付申請すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額： 空き家改修費用最大合計160万円

(和歌山県の住宅協力員が契約支援を行う事が必要です)

県補助金 「補助対象費用の2/3」または80万円の低い方

+

田辺市移住推進空き家活用事業 「補助対象費用から県補助金を引いた額の1/2」補助金
(空き家改修支援) または80万円の低い方

※県補助金については、年度途中で終了する場合ございます。その場合は、田辺市より県補助金相当額を補助しますが、田辺市の補助金につきましても、交付申請多数の場合は年度途中で終了する場合ございます。

<補助制度についての照会先>

田辺市 農林水産部 森林局 山村林業課
TEL:0739-48-0303



+

補助を受ける人の中でフラット35の金利引き下げを受けるために…

- ✓ 和歌山県外から空き家を購入して移住される方

★田辺市の魅力★



近畿で最も広いまちです。
美しい海・山・川の大自然をはじめ、世界遺産「熊野古道」に代表される歴史や文化、温泉など、人々の心と身体を癒すたくさんの地域資源があります。
また、温暖な気候のもと、梅や柑橘の栽培が盛んで、新鮮な魚介類が豊富であるなど、多くの食資源にも恵まれたまちでもあります。



★高野町移住定住促進補助事業の申請要件★

- ✓ 高野町内に住宅を新築又は購入し、居住すること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

<住宅の建設に対する補助金>

補助対象経費の1/2(最高補助金額200万円)

※新築の場合申請時に建築確認申請の写しまたは工事届の写しが必要です。

<中古住宅の購入に対する補助金>

補助対象経費の1/2(最高補助金額80万円)



<補助制度についての照会先>



高野町 産業観光課 地域振興係

TEL:0736-56-9001



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 高野町外から高野町に移住する方が金利引下げの対象となります。

★高野町の観光情報★

★壇上伽藍

壇上伽藍とは弘法大師が高野山開創後に真っ先に整備した場所と言われており、僧侶の修業の場であった。

壇上伽藍の隣にある六角経蔵といわれる建物がある。実は経蔵の基壇のあたりに把手がついており、回せるようになっている。一回転させると経を一回読んだ事と同等の徳を得られるといわれている。



★高野山の宿坊

高野山山上の宿坊は唯一お酒が飲める宿坊である。弘法大師が最初にお米・塩・御神酒をお供えしたと言われており、お下がりとしてお坊さんも当時からお酒を嗜んでいたことから高野山は今でもお酒を提供しているそう。



★若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金の主な申請要件★

✓ 対象者の主な要件

- 平成29年10月1日以降に、自らが居住するために新築住宅等を取得した方で以下の要件を満たす方

① 住宅取得日（登記日）において
18歳以上39歳以下の方

（配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象）

又は

② 中学生以下の者と
同居し扶養する方

（※扶養とは、「監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持すること」をいいます。）

⚠ ご注意点

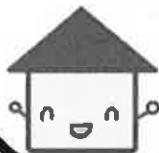
日高川町による補助金の対象者は左の「①又は②のいずれかを満たす方」ですが、【フラット35】子育て支援型による金利引下げの対象は「①と②の両方を満たす方」となります。

✓ 対象住宅の主な要件

- 新築住宅又は未使用の建売住宅であること
- 居住を目的とし、延床面積が70m²以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：最大130万円 (対象経費の10%以内)



<補助制度についての照会先>

日高川町役場 企画政策課 定住促進室
TEL:0738-23-9511



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 以下の両方を満たしていること

- ・補助申請者又はその配偶者の年齢が住宅取得日において、満18歳以上39歳以下であること
- ・補助申請者に、申請日において、中学生以下である現に同居し扶養する子がいること

★日高川町の観光スポット情報★

★道成寺

能や歌舞伎で有名な安珍清姫伝説の舞台となっているのが、道成寺です。道成寺は、文武天皇の勅願で大宝元年（701年）の創建といわれ、国宝の千手観音菩薩、日光菩薩、月光菩薩をはじめ、数々の重要文化財が保存されています。



★日本一長い藤棚ロード

リフレッシュエリアみやまの里 森林公園には、長さ日本一を誇る藤棚ロード(1,646m)があります。毎年4月中旬から5月初旬にかけて「ふじまつり」が開催され、京阪神方面から多くの方が訪れます。



★中津ふるさと産品販売所

道の駅"SanPin中津"の愛称で親しまれ、日高川町の自然がもたらす新鮮な野菜や果実をはじめ、山の幸、川の幸なども販売、発送しています。



★美山ふるさと産品販売所

乾しいたけや手作りアイスなど地域の食材を使った加工品等を販売しています。中でも「ごんちゃん漬け」は有名ですぐ完切れとなります。



